

## 目 次

序 章	1
<b>I 16世紀半ば イングランドの対外戦争と財政危機</b>	
1. 16世紀半ば イングランドの国家財政構造	4
2. 16世紀半ばの戦時財政運営	8
3. 16世紀半ばの財政危機に対するイングランドの対応	12
(1) 枢密院によるフランス侵攻計画の立案	12
(2) 1552年財政委員会の設置	14
(3) 1552年財政委員会のメンバー構成	16
<b>II 1552年財政委員会の報告書にみる財政改革の理念</b>	
1. 1552年財政委員会の会計報告書の史料的位置づけ	19
2. 報告書第I部：会計報告書の検討	21
(1) 全体構成	21
(2) 経常収入	23
(3) 経常支出	26
3. 報告書第II・III部：各財政部局の実態調査ならびに改革の提言	31
(1) 経常支出の増加の実態とその改善策	31
(2) 財政機構の改革の提言	33
小 結	35

### III テューダー朝前期財務府出納部の会計業務～支払い手続きを中心として～

1. エドワード6世期における支払い報告書の基本的性格 -----	45
2. 経常支出 -----	47
(1) 俸給 -----	47
(2) 年金 -----	49
(3) 国王の家政費ならびに大納戸部費 -----	50
(4) 経常支出総額 -----	51
3. 非経常支出 -----	51
(1) 軍事費 -----	51
(2) 軍事費以外の非経常費 -----	53
4. 財務府における経常費と非経常費の捉え方 -----	55
小結 -----	56
結 論 -----	65

【初出一覧】

既発表の論文名は発表時のものであり、またその後の研究成果も取り入れたため、いずれも大幅な加筆・修正を加えている。

序章 書き下ろし

第I章 書き下ろし

第II章 書き下ろし

第III章

「エドワード6世期財務府出納部の支払い関係記録について～E405/484の分析を中心として～」

『鳥取大学教育学部研究報告(人文・社会科学)』40-2号、1989年、59～79頁。

「16世紀の財務府における会計業務と財政収支関係史料について」(直江眞一・國方敬司編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、2004年、223～243頁、所収)。

結論 書き下ろし

# 16世紀半ば イングランドの財政危機と財政改革の理念

井 内 太 郎

キーワード： 直轄収入国家、租税国家、テューダー王朝、財政改革

## 序 章

近世イングランドの国家財政史に関する近年の研究動向を振り返って見る時、大きく分けて2つの重要な潮流を認めることができるであろう。1つは近世イングランドの国家財政史研究が、格段の進歩を遂げつつあるということである。中でもオブライエンの一連の研究により、15世紀末から19世紀初頭までの約三世紀にわたるイギリス国家財政の長期的動向が提示されたことが注目に値する<sup>(1)</sup>。というのも、それらのデータをもとに、17世紀末から18世紀初頭にイギリスの国家財政の構造に重要な転換が生じたことが裏付けられ、またなぜイギリスが世界に先駆けて「租税国家(the Tax State)」から「財政国家(the Fiscal State)」へと転化しえたのか、その具体的な理由も明らかになりつつあるからである。さらに近年の財政史研究の新たな特徴として、かつてのような単なる制度史的あるいは数量経済史的研究にとどまらず、政治史、社会史、経済史との関係性が強く意識されている点も重要であり、ブルーワやブラディックらの財政史をベースとする国家論研究も、こうした文脈の中で捉えられるべきであろう<sup>(2)</sup>。

第二の潮流としては、ヨーロッパの比較国家財政史研究が本格的に行われるようになったことである。すなわち、1988年にヨーロッパ科学振興財団(European Science Foundation)がスポンサーとなって共同研究プロジェクトが企画され、ヨーロッパの主要国家、領邦、都市国家、諸都市などの比較財政史研究が本格的に開始されたのである。このプロジェクトの最大の成果は、ヨーロッパ各国の国家財政に関するデータベースの作成が行われたことであり、現在、それはEuropean State Finance Database(ESFDB)にデジタル情報として公表されている<sup>(3)</sup>。また、こうした共同研究プロジェクトの成果は、すでにボニーを編者とする比較財政史の論集の中に示されている<sup>(4)</sup>。

こうした研究動向を踏まえながら、本論の問題設定を行ってみよう。たとえば、先述の共

同研究の成果をもとに、16世紀ヨーロッパの主要国の国家財政について比較してみると、これまで指摘されてきたような相互の相違点よりも、むしろ多くの類似点が認められることが注目されるようになってきた。すなわち、当時のヨーロッパ各国は、イタリア戦争、英仏戦争、宗教戦争、神聖ローマ帝国とオスマン帝国の戦争に象徴されるように、国内外の戦争とそれにとまなう軍事費支出の増大に苦しんでいたのである。近年の研究からも、16世紀のヨーロッパの主要国の国家歳出額の増加率は、かつて見られないほどに高まっていたことが明らかとなっている<sup>5)</sup>。こうした膨大な戦費は、もはや王領地や封建的付帯収入などの、いわゆる国王や君主の直轄収入(domain revenue)だけでは賄いきれるものではなく、議会課税収入やそれを担保とする公債への依存度が急速に高まっていった。そのため各国の政府は課税収入を増加させるために、国内の直・間接税の課税対象範囲を拡大したり、徴税機構を拡充することを余儀なくされ、結果的に中央集権的な傾向を強めていったのである。確かに16世紀のヨーロッパでは、「直轄収入国家(Domain State)」から「租税国家(Tax State)」への移行が促進されたが、その際に次の点に注意すべきであろう。すなわち、当時の政府は、16世紀の財政危機が起こる以前より「直轄収入国家」から「租税国家」へ移行し近代化を図ろうとしていたのではなく、予想をはるかに上回る軍事費の増大を契機として、国家財政収入の重点を直轄収入から租税収入へと移行させることを余儀なくされ、その結果として「租税国家」が誕生したのである。本章では、16世紀半ばのイングランドにおける財政改革を検討しながら、イングランドがこの共通の財政問題にいかに対処したのかを検証してみたい。

もとより近世ヨーロッパの各国は、いずれも戦費と負債の増大という財政上の深刻な問題を抱え、「直轄収入国家」から「租税国家」への移行の道を模索していたといっても、それぞれの政治的・社会的・経済的条件のあり方によって、実際にはその過程は多種多様なものとならざるをえなかった。イングランドのように17世紀半ばの「内乱」以降に、急速に租税国家としての体裁を整える国家もあれば、フランスやスペインのように16世紀の段階ですでに租税収入が国家財政収入のかなりの部分を占め、しかも事実上、恒常税化しており、漸次的な発展を遂げていった国家もある。また一方で、スウェーデンやデンマークでは1630年代後半になっても、国家財政収入の半分近くが直轄収入から構成されており、プロイセンにいたっては、1778~9年時点においても、直轄収入は全体のほぼ半分近くを占めていた。国家構造の中央集権化の進展度にしても、ヨーロッパ内部で違いが見られた。すなわち、16世紀以降に西ヨーロッパ地域では中央集権化が急速に進められたが、中央、中

央東(east-central)ならびに南ヨーロッパ地域では、それは全体として、かなりゆっくりとしたペースで行われた<sup>(6)</sup>。とすれば、16世紀半ばのイングランドにおける財政改革の理念や政策と大陸側諸国のそれに違いが見られる場合、それはイングランドのいかなる国家構造あるいは財政構造により規定されていたのかが問われねばならない。これが本論の第二の課題となる。

そこでまず、16世紀半ばイングランドの対外戦争の遂行が国家財政を危機的な状況に至らした要因を探り、政府がいかなる財政理念に基づいて財政改革に取り組もうとしていたのかを検討する(第I・II章)。次に財務府出納部(the Exchequer of Receipt)における具体的な財政改革や戦時財政運営のあり方を見ていくことにしたい(第三章)。

## 註

- (1) O'Brien, P.K. and Hunt, P.A., 'The Rise of a Fiscal State in England, 1485-1815', *Historical Research*, vol.66, pp.129-176 ; O'Brien and Hunt, 'England 1485-1815', in Bonney, R., ed., *The Rise of the Fiscal State in Europe, c.1200-1815*(以下*R.F.S.E*略記), (Oxford, 1999), pp.53-100 ; P.オブライエン/秋田茂・玉木俊明訳『帝国主義と工業化』ミネルヴァ書房、2000年。
- (2) Braddick, M.J., *The nerves of State : Taxation and the Financing of the English State, 1558-1714*, (Manchester, 1996) [酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、2000年] ; Brewer, J., *The Sinews of Power : War, Money and the English State, 1688-1783*, (London, 1989) [大久保桂子訳『財政＝軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会、2003年] .
- (3) ホームページは以下の通り。 <http://www.le.ac.uk/hi/bon/ESFDB/index.html>(以下*ESFDB*略記)。
- (4) Bonney, ed., *R.F.S.E.* ; do, ed., *Economic Systems and State Finance*,(以下*E.S.S.F*略記), (Oxford, 1995) ; Bonney, eds., *Crises, Revolutions and Self-Sustained Growth. Essays in European fiscal history, 1130-1830*(以下*C.R.S.G*略記), (Stamford, 1999)。
- (5) Körner, M., 'Structures : Expenditure', in *E.S.S.F.*, p.419.
- (6) Schulze, W., 'The Emergence and Consolidation of the 'Tax State' : The Sixteenth Century', in *E.S.S.F.*, pp.261-7.

## Ⅰ 16世紀半ばイングランドの対外戦争と財政危機

### 1. 16世紀半ばイングランドの国家財政構造

では16世紀半ばイングランドの国家財政構造について、主に国家財政収入の動向を検討しながら、その特徴について明らかにしてみよう。

まずオプライエンのデータをもとに、15世紀末から19世紀初頭までの約三世紀間の国家財政収入の動向について見てみよう(表 1)。それによれば名譽革命期あたりから急激に収入額が上昇していることと比べれば、それ以前の収入額は全体的にほぼフラットな状態にあった。しかしながら注目されるのは、1530年代後半から1550年代初頭にかけて一時的に急上昇している点である。この時期が本章で問題にしている、まさに戦費増大による財政危機とその克服を目指す財政改革期であったことを考えると、なおさら興味をそそられる問題である。

16世紀半ばに国家財政収入の規模が急激に拡大した理由としては、貨幣の悪鑄に加えて、宗教改革の一環として大・小の修道院領が没収され王領地に編入されたことによるところが大きかった。さらに經常収入として、聖職者に課される初年度収益ならびに10分1税も国家財政収入の中に組み込まれたため、この時期に国家財政収入に占める教会関係の収入の割合はピークに達したのである<sup>(1)</sup>。

クーニッチの研究に基づきながら、この時期の国家財政収入の特徴について、より詳しく見てみよう<sup>(2)</sup>。(表 2)は1534年から1547年にかけての国家財政収入を主要財政部局ごとに総額で示したものである。①~⑤までを国王の旧来の収入として見た場合、その総額は2,269,521ポンドになる。そのうち最も重要な収入源は⑤俗人課税収入(全体の47%)であり、以下②と③から得られた王領地収入(28%)、①財務府収入(22%)、④の後見裁判所の収入をはじめとする国王大権に基づく収入(3%)と続いた。

しかしながら、分析視角を変えてみると、国王の旧来の収入(①~⑤)は総収入額の42%にしか達しておらず、その過半数にあたる58%がこの時期に新たに編入された収入(⑥~⑧)によ

(表1) 国家財政収入の動向(1490-1820)



- 1) O'Brien, 'England, 1485-1815', p. 63より作成。
- 2) 借入金額は、数値の中に含まれていない。
- 3) 1451-75年の不変価格(constant price)をもとに作成されている。

(表2) 国家財政収入(1534-47年) (単位=ポンド)

	収入額	%
① 財務府	492,759	9.2
② ランカスター公領裁判所	222,000	4.1
③ 総調査官裁判所	427,080	8.0
④ 後見裁判所	68,779	1.3
⑤ 俗人課税	1,058,903	19.8
⑥ 増加収入裁判所	1,989,926	37.1
⑦ 初年度収益裁判所	539,125	10.1
⑧ 造幣局	558,942	10.4
総 額	5,357,514	100.0

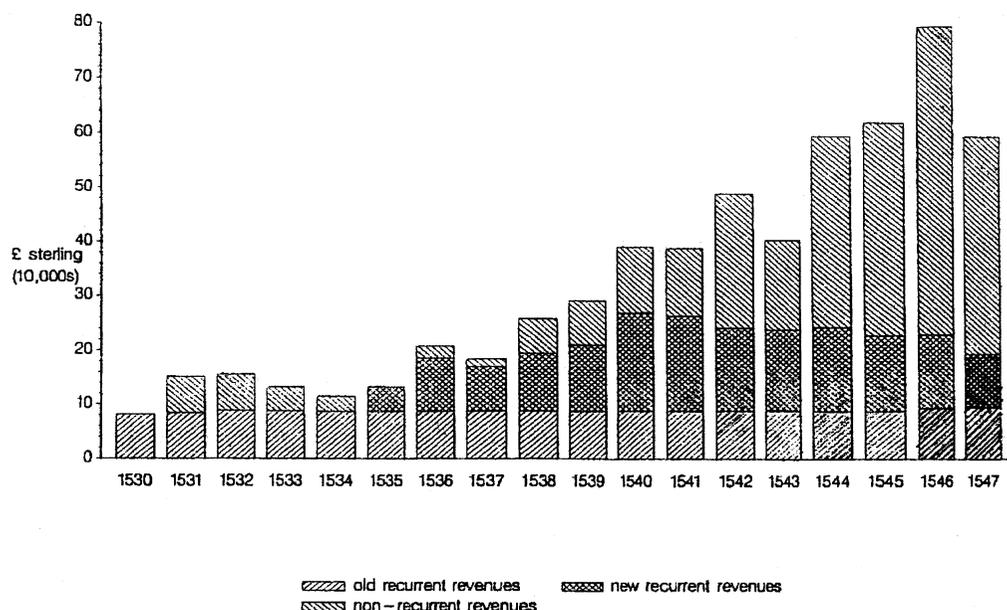
- 1) Cunich, *op.cit.*, p.123のTable 5.1より作成。

り占められていた点が注目に値する。⑥は宗教改革の一環として没収され王領地へ編入された旧大・小修道院領を扱っており、全収入額の37.1%を占め他を圧倒していた。この事実から当時の国家財政運営において中心的役割を果たしていたのが、同部局であったことがわかる。同部局の収入の内訳を見ると、王領地収入が56%に対して、1540年代に入って本格的に実施される旧修道院領の売却益が41%を占めており、言うまでもなくこの部分の多くは、永久に国王の手を離れることになった<sup>(3)</sup>。

1529年から1534年までの5年間の国家財政収入の年平均収入額が約85,000ポンドであったのに対して、1542年から1547年までの5年間の年平均収入額は約67万ポンドとなっており、わずか10年たらずの間に7倍も増加したことになる<sup>(4)</sup>。この事実だけ見れば、かつてエルトンが論じたように、それをテューダー朝期の「行政革命」ないしは「財政革命」と呼べなくもないが、それについては批判も少なくない<sup>(5)</sup>。争点は多岐にわたっているが、本章との関わりで重要なのは、先述の新たな収入(⑥~⑧)の増加の財政的意義に関わる問題である。オブライエンは、その多くが旧修道院領の売却益と貨幣の悪鑄の利潤からなっていた点を重視する。1547年までの5年間だけで、その額は1,101,916ポンド(国家財政収入総額の約36%)、1546~1547年には全体の47%に達しており、確かに収入額だけ見れば大きい。いずれにしても一時的な収入であることに変わりはない。つまり、これらはその場しのぎの政策であり、「財政革命」とは言い難いというわけである<sup>(6)</sup>。ところが近年、クーニッチの研究から増加収入裁判所が扱う新たな王領地収入(=旧修道院領)が、かつてディーツらが算定したものよりも大きいことが明らかとなった。オブライエンらが重視する王領地売却ならびに貨幣の悪鑄政策は1550年代初頭には一段落するし、1534年~1547年の国家財政収入に占めるそれらの割合は、4分以下にとどまる。むしろ注目すべきは、1530年代の宗教改革により新たに追加された王領地収入ならびに聖職者に対する課税収入(表2の⑦)のいわゆる新たな経常的収入(new recurrent revenues)が加わり、この時期の国家財政収入全体の約3分を占めていたことである<sup>(7)</sup>。

(表3)によれば、新・旧の経常的収入の総額は、1530年代初頭から倍増しており、1550年代初頭に貨幣の悪鑄が停止されて以降の国家財政収入の安定的基盤となるのである<sup>(8)</sup>。軍事費の増大に早急に対応するために、課税収入をはじめとして国家財政収入の規模の拡大をはかることは、イングランドに限らず、16世紀ヨーロッパの主要国の全般的な傾向であった。国家財政収入の年平均額について、いくつかの事例を提示してみよう<sup>(9)</sup>。

(表 3) 経常的ならびに非経常的収入の動向(1529-1547)



1) Cunich, *op.cit.*, p.133, Fig.5.1より作成。

イングランドは、52,000ポンド(1485~90年)から382,000ポンド(1598~1600年)、また16世紀半ばにイングランドの交戦国であったフランスも、346万ルーヴル(1500年頃)から2030万ルーヴル(1608年)に増加している。また世に名高い無敵艦隊アルマダで海洋を支配し、16世紀末にイングランドの軍事的脅威となったスペイン王国の場合も、150万ドゥカット(ducats)(1507~8年)から1300万ドゥカット(1598年)に増加している。一方、イタリア戦争以来、常に外的による侵略の脅威に晒されてきたイタリアの都市国家についても同様の傾向を見て取れる。ナポリ王国は438,845ドゥカット(1507~8年)から250万ドゥカット(1595年)、ヴェネチア共和国は150万ドゥカット(1500年)から245万ドゥカット、教皇国家(the Papal States)はローマにおける収入だけで118,000ドゥカット(16世紀初頭)から408,000ドゥカット(16世紀末)に増加している。また神聖ローマ帝国も南東部国境地域においてオスマン帝国の軍事的脅威に苦しんでいた。そのため帝国税(Imperial taxes)の徴収額が激増していくことになる。総額にして430万フロリン(florin)(1521~1556年)から2330万フロリンに増加した。特に帝国内北部地域よりも、モラヴィアとボヘミアを含むハプスブルク家領がより多くの財政負担を強いられたと言われている。単純な比較

はできないものの、16世紀ヨーロッパにおける国家財政収入の全般的な増加傾向であれば、十分に読み取ることが可能であろう。

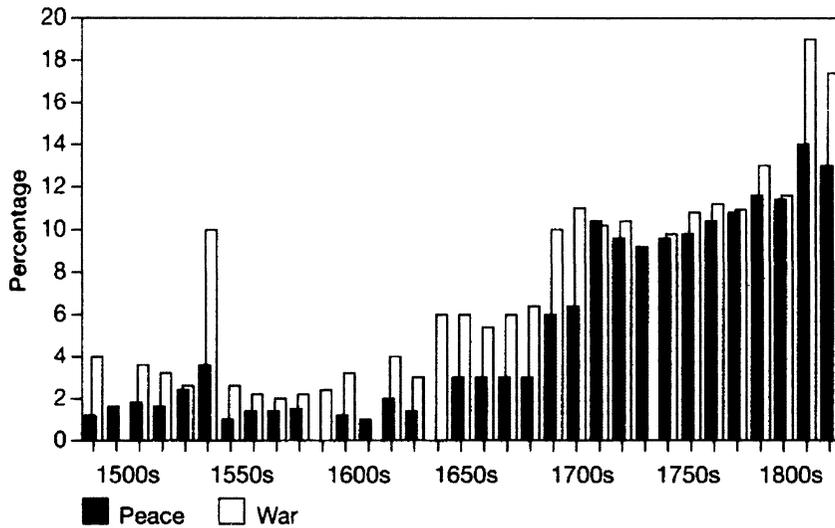
## 2. 16世紀半ばの戦時財政運営

1542年以降、イングランドはスコットランド(1542~4, 1547年)やフランス(1544~50年)と幾度となく戦火を交え、1551年にフランスとの和平が成立するまで、まさに戦時体制下にあった。また国内でも政府は1536年の恩寵の巡礼(the Pilgrimage of Grace)、1549年の西部反乱やケット反乱などの鎮圧にあたらねばならなかったのである。この間の戦費としてわかっているだけでも、ヘンリ8世期に210万ポンド、エドワード6世期に140万ポンドが戦費として支払われており、合わせて350万ポンドという額は、1522~4年の対仏戦争時にかかった戦費の約4倍に相当した<sup>(10)</sup>。(表4)に基づき国民所得に占める政府費消分の割合についてみると、1540年代に戦時・平時のいずれにおいても、政府費消分が急増しており、そのレベルは17世紀末以降の第二次英仏戦争時まで超えられることはなかったことがわかる。

(表5)をもとに国家財政支出の内訳について、より詳しく検討してみよう。支出総額は約408万ポンドであり、(表2)の総収入額と単純に比較すると、約126万ポンドの余剰金が生じていたことになる。しかしながら、この数値はいくつかの理由により、下方修正する必要がある。というのも、後述するように、当時の財政部局の会計記録を扱う際に注意すべきことの一つは、未だに財政部局に入ってきていない滞納金(=arrears)が収入額として処理されていることである。そこで、実質金額に近づけるには、余剰金額から滞納金額を差し引く必要がある。クーニッチは最終的に余剰金額を831,708ポンド(全収入額の約15%)に下方修正している<sup>(11)</sup>。実際には余剰金額はさらに少なかった可能性もあるが、現段階においては、これが史料上の限界である。また、余剰金がどれほどあったにしても、1547年以降の膨大な軍事費支出を支えることはできず、財政危機に陥ったことに変わりはない。

こうした問題点を含みながらも(表5)から、各支出項目の全体的な傾向であれば、十分に読み取ることができる。③の軍事費支出をひとまず別とすれば、最大の支出額は①国王や王族の家政費、ならびに②チェンバー財務官が支払った国王の個人的経費であり、総額は957,937ポンド(全体の23.4%)になった。それは1529~30年の会計年度の全収入額に匹敵しており、この時期に国王宮廷費も急増していたことがわかる。またヘンリ8世期に④の国内における宮殿や城郭の建築が積極的に進められていたことから、この時期に国王宮廷を中

(表4) 国民所得の推計値に占める総収入の割合(1485-1815)



1) O'Brien, 'The rise of a fiscal state', p.159より作成。

(表5) 国家財政支出(1534-1547年)

(単位=ポント)

	支出額	%
① 宮内府ならびに国王の個人的経費	547,937	13.4
② チェインバー財務官	410,000	10.0
③ 軍事・国土防衛費	2,267,117	55.5
④ 建築費	226,822	5.6
⑤ 外交ならびに公的業務	46,069	1.1
⑥ 修道士その他への生涯年金	308,492	7.5
⑦ 年金、手数料、その他の諸経費	217,878	5.3
⑧ アントウェルペンでの借入金の返済費	32,260	0.8
⑨ その他の諸経費	31,736	0.8
	4,088,311	100.0

1) Cunich, *op.cit.*, p.134, Tabl 5.2より作成。

2) ④は非軍事的建物の建築・修復

3) ⑦は増加収入裁判所管轄のもの

心にルネサンス文化が開花していった様子を垣間見ることも可能であろう。次に多かったのは⑥、⑦の年金、手数料の経費であるが、この時期にそれらの額が増加したのは、修道院の解散にともない生活の糧を失った修道士(ex-religious)たちに年金が支払われたためである。したがって、その額は修道士の数が年々、減少していくのにもない少なくなっていた。

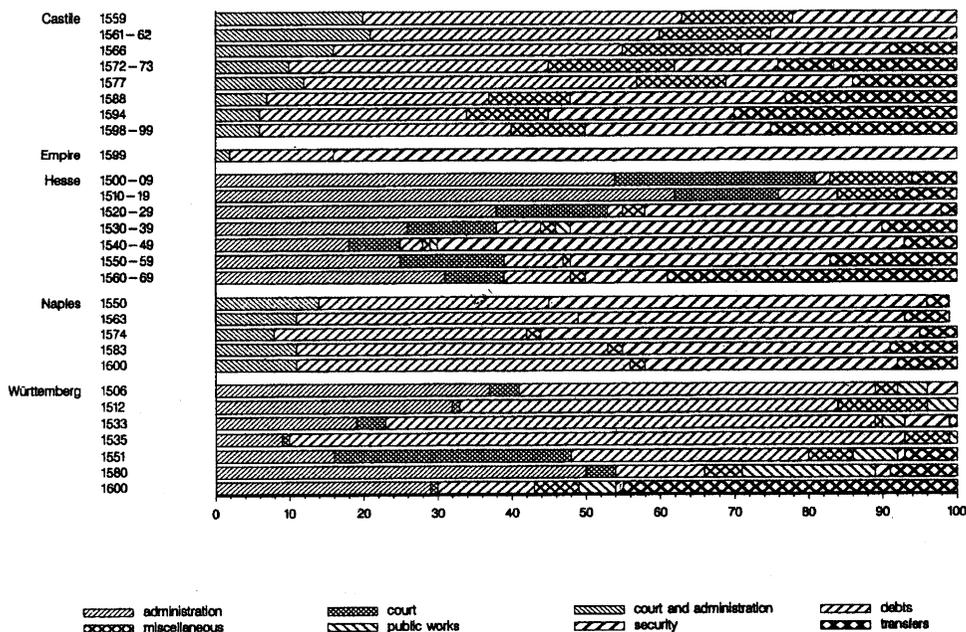
しかしながら、ヘンリ8世期全体を通じて最大の財政的負担となっていたのは、③軍事費・国土防衛費であった。その額は2,267,117ポンド(55.5%)で全体の半分以上を占めていたが、その多くは1542~46年にイングランドがスコットランドとフランスに挟撃され戦争が激化する時期に集中していた。中でも戦略上、イングランド軍のフランスにおける橋頭堡であったブローニュとカレーの城塞建築・修復に167,842ポンドがすぎ込まれ、さらに1543~5年の最も激しい戦闘が行われた時期に、兵士への給与、軍事物資や弾薬の購入・補給などに120万ポンドが支払われている<sup>(12)</sup>。本論第III章でも論じるように、エドワード6世期の財務府も、対仏・スコットランド戦費や海軍費などの増大とその資金繰りに悩まされていた。つまり16世紀半ばイングランドの国家財政は、かつて見られないほどの軍事費の膨張により、財政的圧迫を受けていたのである。

この膨大な軍事費は、これまで見てきたような王領地収入、旧修道院領の売却、俗人課税収入、貨幣の悪鋳、余剰金をしても、十分に対応できるものではなかった。こうしてイングランドは、1544年以降、国際商業都市アントウェルペンに本格的に参入し、フッガー家やフランドル商人、フィレンツェ商人、ジェノヴァ・ハウス(Genoese House)など外国商人からの貸上げへの依存度を高めていく<sup>(13)</sup>。⑧では32,260ポンドと、この時点では負債の返済や利払い額は目立たないが、ヴォーガン(Vaughan, S.)を交渉の代理人に立てて開始された貸上げは、その後も繰り返され、1552年8月の段階でヘンリ8世期以来の対外債務は、国内債務とほぼ同額の約11万ポンドに膨れあがっていた<sup>(14)</sup>。対外債務の額の大きさもさることながら、さらに問題であったのは、この時期に14%という驚くべき高利で短期返済を条件に起債が行われていたことである<sup>(15)</sup>。軍事費の支払いのために対外債務額が膨張し、その返済に迫られて貨幣の悪鋳(=銀平価の切り下げ)を繰り返すという悪循環により、アントウェルペン為替市場におけるポンドの価値も、かつてポンド当たり25シリング(25s. Flemish)を超えていたものが1551年には13シリング4ペンス(13s. 4d. Flemish)に急落する。イングランドは戦争遂行のために、アントウェルペン為替市場の禁断の実に手を染めてしまったのである<sup>(16)</sup>。

しかしながら、(表6)からも明らかなように、軍事費ならびに負債額の増大は、イン格蘭

ドのみならず16世紀のヨーロッパの主要国が抱える共通の財政問題であった。神聖ローマ帝国(Empire)において、1559年以降に負債の返済や利払いは全支出額の30~45%を占めていた。しかしながら、1599年には対外戦争(security)の支出額が増大したため、相対的に見て12%に減少している。

(表6) 神聖ローマ帝国、ヨーロッパの領邦や王国の支出項目とその割合(1500-1600)



1) E.S.S.F., p.407, Fig.56より作成。

また帝国と領邦の関係についてみると、いくつかの興味深い点を指摘できる。ヴュルテンブルク(Württemberg)伯領の場合、1535年までに負債額(debts)が80%以上まで増加し危機的な財政状況にいたるが、その後改善され、1580年以降には12~13%程度に落ち着いている。ヘッセン(Hesse)方伯領の場合、16世紀初頭には宮廷(court)、行政費(administration)の割合が高く、負債額もそれほど大きくなく政治的に安定していた。しかしながら、宗教戦争とくに1540年代にシュマルカルデン戦争に巻き込まれたために、戦費が急増し全体の60%を超えている。この二つの領邦に関して、より注目されることは、16世紀後半以降に移転支出金

(transfers)の割合が増加していくことである。その内訳については、各国、地域で様々であるが、ヴュルテンブルク伯領とヘッセン方伯領の場合、その多くが帝国税(the Imperial Tax)の支払いで占められていた。先述の神聖ローマ帝国の軍事費の大きさから考えて、帝国税収入の多くが帝国防衛費に充てられたと考えるのが妥当であろう。したがって、二つの領邦の帝国税を軍事費と考えれば、両者の領邦内外に関係する軍事費はさらに大きくなるのであり、おそらく帝国内の各領邦は同じような問題を抱えていたものと考えられる<sup>(17)</sup>。

ナポリ王国では、軍事費は1574年に51%でピークに達しているが、その後は減少傾向にあり、1627年にはわずか27%にとどまっていた。しかしながら、負債額は常に大きく36~56%を占めていた。スペイン王国の場合、戦費が約20%、負債額が約40%でほぼ安定していたが、その一方で16世紀後半以降に移転支出金の額が増加している。これは主にスペイン領であった低地地方(Netherland)における独立運動を鎮圧するために軍事的支援金として同地へ送金されたものである<sup>(18)</sup>。

16世紀のヨーロッパの主要国では、かつて見られなかった規模で国家財政支出額が増加していった。その最大の要因は軍事費の増大とそれに伴う負債額の増大であり、宮廷費や行政費は、それらの後塵を拝していた。このような危機の克服のためには、国家財政収入を増加させ安定的基盤を築くことが急務であった。そのため王国内全域を網羅するような徴税機構を確立させる政策が試みられるようになり、結果的に中央集権的傾向が強まっていったのである。

### 3. 16世紀半ばの財政危機に対するイングランドの対応

#### (1) 枢密院によるフランス侵攻計画の立案

それにしても、イングランドはなぜこのように無謀な戦争を行ったのだろうか。思わず、このような素朴な疑問を持たざるを得ない。しかしながら、そのような疑問は、イングランド側は何ら目覚ましい戦果を得られず、最終的に1558年にカレーにあった最後の橋頭堡を失い大陸からの撤退を余儀なくされ、残ったのは膨大な負債だけであったことを事実として把握しているがゆえに生じるものといえる。

1543年にヘンリ8世がフランスに侵攻した時に、この戦争が約8年にもおよぶ長期戦となり、これ程の戦費がかかるとは、誰も予測できなかったであろう。この戦争が神聖ローマ帝国のカール5世とヘンリとの強力な軍事同盟のもとに進められたとあれば、なおさらである。

当時の政府が、この戦争を楽観的に捉えていたことを裏付ける理由はまだある。1544年

夏に42,000名の兵士を動員してのフランス侵攻作戦が計画された時、枢密院の主要メンバーであった大法官ライオセスリィ(Wriothesley, T.)とパジェット(Paget, W.)は、綿密に対仏戦費の試算を行い、その額を約25万ポンドと算定した。彼らの軍資金の調達計画によれば、国王金庫の余剰金に頼らず、まず通常収入で134,000ポンドを確保し、残りの116,000ポンドについては、非経常的手段として王領地や旧修道院の鉛製品の売却、貨幣の改鑄による利益、公債の発行などで賄うというものであった<sup>(19)</sup>。彼らをこのように強気にさせたのは、1534年から対スコットランド戦争が始まる前の1543年までに、クロムウェル(Cromwell, T.)の財政政策が功を奏し、かなりの余剰金を創出することに成功していたからである。クーニッチは、少なくとも帳簿上、国家財政収支の差額が約100万ポンドであったと推定しており、その内訳は、準備金、動産、滞納金(arrears)、借入金からなっていた<sup>(20)</sup>。

しかしながら、枢密院は早くも戦時財政運営の厳しい現実を突きつけられることになる。対仏戦の費用は実際には1544年に65万ポンド、1545年に56万ポンドにのぼり、当初の財政計画は脆くも崩れ去った。そのため、当初の予定にはなかった国王金庫の余剰金を投入し、外国商人からの借入金や貨幣の悪鑄に頼らざるを得ず、財政危機に陥ってしまったのである<sup>(21)</sup>。こうしてみると、確かにライオセスリィを中心とする枢密院の財政計画は見込みの甘さが目立つが、その責任をすべて枢密院や当時の財務官たちに帰すわけにはいかない。というのも、テューダー朝期の財政機構の特殊なあり方が、枢密院に国家財政収支の全般的状況を知ることを許さなかったからである。当時の国家財政収入の査定・徴収ならびに支出は、財務府(the Exchequer)や増加収入裁判所(the Court of Augmentations)をはじめとする複数の裁判所(Courts)、国王私室(the King's Chamber)、公領(the Duchies)その他の財政部局ごとに個別に行われていた。そのため単一の部局が国王収入の受領や会計報告に全般的な責任を負うことはまずなかった。いくつかの財政部局の会計報告書の一つにまとめ政府へ提出する試みもなされることはあったが、それは多くの場合、財政危機などが生じた時に限られていた。本章で検討する1552年財政委員会により作成され枢密院へ上梓された会計報告書も、そのような性格のものであり、当時の全般的財政状況を知るための貴重な史料として、研究者により度々用いられてきたのである<sup>(22)</sup>。

もう一点ほど指摘しておかねばならないことは、当時の財政部局の会計報告書の複雑さである。財務府の会計業務の複雑さについては、本論第III章で論ずるが、他の財政部局についてみても、同様のことがいえる。たとえば、増加収入裁判所の場合、それは上位(Treasurers' Accounts.本庁の財務官の収支決算記録)、中位(Receivers' Accounts.カウンティ・

レベルでの特定収入官の収支決算記録)、下位(Ministers' Accounts.地方レベルの何千にも及ぶ執政官や徴収官の収支決算記録)の三層の会計報告書が存在していた。下位レベルでの徴収金は収支決算を行ったのちに、その余剰金が上位レベルへ納入されることになるが、収支決算の段階で各レベルの支出分(たとえば人件費、建物修理費、行政関連費など)が引き落とされることになる。したがって、増加収入裁判所の総収入・支出額をより正確に算出するには、この三層の会計報告書をクロスさせる必要があるが、それは困難を極める作業であり、しかもそれを各財政部局ごとに行うとなれば、個人の研究能力をはるかに超えるものといつてよい。当時の枢密院の最大の関心事も、本庁における最終的な余剰金であったことから、中・下位レベルの実態については、十分に把握できていなかったと考えるのが妥当であろう<sup>(23)</sup>。1550年3月にフランスとの間に和平協定が結ばれると、枢密院を中心に財政危機の克服と財政改革の試みが本格化することになるが、こうした事情から、それはまず国家財政の全般的状況を把握し、その問題点を洗い出すところから開始されることになった。

## (2) 1552年財政委員会の設置

1540年にクロムウェルが政治的に失脚して以降、テューダー朝期の財務行政のイニシアティブは、枢密院の手に移ることになった。

しかしながら、ヘンリ8世が没して以降、テューダー財務行政に諸々の深刻な問題が生じてくる。先述のように対仏・スコットランド戦争に伴う戦費の増大、深刻な経常収入の不足と経常支出の増加、さらに各財政部局内での腐敗の浸透、人員過剰、俸給額の上昇といった問題である。さらに枢密院内部でも派閥抗争が生じたため、財務行政の統制能力はかなり弱まっていた。サマセット公(the Duke of Somerset, Edward Seymour)が失脚し、事実上、ノサンバランド公(the Duke of Northumberland, John Dudley)が政権を掌握すると、彼は国家財政を健全化するための注目すべき財政改革を開始する。彼は1550年3月にフランスとの和平を実現し、対仏戦という多大な財政負担を取り除き、国内の財政問題に取り組む。

彼の財政政策の特徴は、重要な政策課題の遂行の中心に枢密院(より具体的には枢密院内に設置された小委員会)を据え、枢密院の行政的権限を高めていったことである。彼の時代に設置された枢密院内の小委員会のうち、枢密院のメンバーが加わっていたものは34にのぼったが、そのうちの20の委員会が財政改革に関わっていたことから、彼がいかに財政問題を重視していたのかが知れよう<sup>(24)</sup>。これらの財政改革に関わる委員会は、その性格

からして、いくつかのグループに分けることができる。

まず第一のグループは、各財政部局に会計報告書を提出させ、それに基づいて国家財政の現状、特に余剰金の額とその所在を把握することを主たる目的とする委員会である。こうした委員会は、枢密院令状から少なくとも六つの委員会を確認できる<sup>(25)</sup>。枢密院は、財務府、増加収入裁判所など主要財政部局の財務官に対して、毎週土曜日に、枢密院において会計報告を行うことを命じているが、そこまで厳密に会計報告が行われていたことを示す史料は今のところ見つかっていない<sup>(26)</sup>。逆に枢密院が度々そうした会計報告書の提出を求めていること自体が、こうした委員会の活動がうまく機能していなかったことをかえって裏付けているともいえる<sup>(27)</sup>。いずれにしても、それらの会計報告の中で、枢密院が最も関心を寄せていた情報は、各財政部局に納入されるべき収入の滞納金(arrears)ならびに国王の債権額と目下の余剰金の額であった。第二のグループは、その情報に基づいて、当時10万ポンドにもぼると推定された滞納金や負債金<sup>(28)</sup>の徴収業務を強化し、収入の増加をはかるものであった。1552年1月2日に6名からなる最初の負債徴収委員会が発足し<sup>(29)</sup>、同年2月8日に枢密院の令状によって、各財政部局に対して負債徴収の強化とその手続き方法が示された<sup>(30)</sup>。第三のグループは、国家財政の状況を把握し、財政部局の統廃合について検討する委員会であり、二つの委員会(1552年3月23日、1552年12月12日)を確認できる<sup>(31)</sup>。このように財政委員会の活動範囲は、当時のチューダー財務行政のあらゆる領域に及んでいたのである。

では、1552年財政委員会の設立の経緯について見ておこう。まず1552年1月2日に開封勅許状(the letters patent)が発行され、先述の6名からなる負債徴収のための財政委員会が設置される<sup>(32)</sup>。同勅許状の内容から、この委員会が二つの特命を帯びていたことがわかる。まず第一に各財政部局から経常収入・支出に関するすべての会計報告書を提出させ、それをもとに各財政部局がどれ程の負債・未徴収金を抱えているのか、またどれ程の余剰金を持っているのかを調査すること、第二に、債務者・滞納者のリストを作成し、その徴収、示談、取り消しを行うことであった。ところが、実際に委員会の活動が開始されると、この二つの職務のうち、負債・滞納金の徴収は、明らかに重要かつ緊急な問題であったため、委員会の活動のかなりの部分が、この仕事に費やされることになってしまった<sup>(33)</sup>。そこで、二つの職務は切り離され、1552年3月23日に国家財政の状態を調査するための委員会が、同委員会から独立分化する形で設立されることになったのである。この委員会は、国家財政の状態を調査することを命ぜられていたが、さらに重要なことは、その活動領域が初めて

各財政部局内の運営状態を調査することに拡大されていることであった。

### (3) 1552年財政委員会のメンバー構成

#### 【委員会の構成メンバー】

ここでは、この委員会の構成メンバーを検討しながら、当時の財政改革にどのような人々が関わっていたのか検討してみよう。同委員会の構成メンバーは9名であり、その内訳は(表7)に示した通りである。

このうち1552年3月初旬には、すでに7名のメンバーが確定していた<sup>(34)</sup>。まず先の1552年1月にすでに活動を開始していた負債徴収委員会から、ボウズ(Bowes, R.)とマイルドメイ(Mildmay, W.)の2人がメンバーに名を連ねている。新たに加わったのは、ダーシー(Thomas Lord Dacy)、サービィ(Thirlby, T.)、コットン(Cotton, R.)、ロス(Wroth, T.)、ゴスノルド(Gosnold, J.)の5名であった。1552年3月23日に正式に開封勅許状(the letter patent)が発行された時、さらにピーター(Petre, W.)とゲイツ(Gates, J.)の2人が加わっていたが、彼らも先の負債徴収委員会のメンバーであった<sup>(35)</sup>。しかしながら、枢密院へ上梓された最終報告書を見てみると、9名のメンバーのうち6名(ダーシー、サービィ、ゲイツ、コットン、ボウズ、マイルドメイ)しか署名を行っていない<sup>(36)</sup>。なぜ残りの3名(ピーター、ロス、ゴスノルド)が署名を行っていないのか、その理由は定かではない。彼ら3人は、委員会の初期の活動に携わっていたことは確認できるものの、少なくとも最終的な報告書が作成される段階までに、委員会の活動から何らかの理由で退いていたともと考えられる。したがって、同委員会の実質的なメンバーは、負債徴収委員会のメンバーでもあった3名(ゲイツ、ボウズ、マイルドメイ)と新たに加わった3名(ダーシー、サービィ、コットン)の計6名であったことになる。

#### 【委員会のメンバーの役割】

まず委員会内部における各メンバーの役割について考えてみよう。これまで同委員会の重要性が指摘されてきた根拠の一つに、それが9名の枢密顧問官(privy councillor)から構成されていること、つまり彼らが中央政府の中枢部に位置する人々であった点にある<sup>(37)</sup>。しかしながら、近年の研究から、当時のメンバーのうち枢密顧問官であったものは、4人に過ぎなかったことが明らかとなっている(表7を参照)<sup>(38)</sup>。そのうち最も重要な人物はダーシーである。彼は枢密顧問官であると同時に、1551年4月5日以来、侍従長官(the Lord Chamberlain)の職にあった。

(表 7) 1552年財政委員会の構成メンバー(the letter patent, 23. March, 1552)

* Sir Robert Bowes	Warden of the Scottish marches
Sir Walter Mildmay	General Surveyor of the Court of Augmentations
* Thomas Lord Darcy	Lord Chamberlain
Thomas Thirlby	Bishop of Norwich and a Master of the Court of Request
Sir Richard Cotton	former Treasurer of Boulogne
Sir Thomas Wroth	one of the 4 Principal Gentlemen of the Privy Chamber
John Gosnold	Solicitor of the Court of Augmentations
* Sir William Petre	Principal Secretary and Treasurer of the Court of First Fruits and Tenths
* Sir John Gates	Vice-Chamberlain of the Household

1) \*は枢密顧問官(the Privy Councillor)であったことを示す。

侍従長官といえば、宮内府(the King's Household)内部において執事長官(the Lord Steward)と並ぶ最高位の官職であった。したがって、彼は委員会の中では、その政治的重要性から考えて委員長的役割を担っていたものと考えられる<sup>(39)</sup>。確かにピーターも秘書長官(Principal Secretary)であり、また初年度収益ならびに10分1税裁判所の財務官を兼任しており、政府の要職にあったことは間違いない<sup>(40)</sup>。しかしながら、先述のように彼は最終報告書に署名していないことから、委員会における彼の役割は、それほど重要なものではなかったと見てよいであろう。一方でこの2人に比べるとボウズとゲイツは枢密顧問官ではあったが、委員会が設立された当初に彼らが政府内に占める地位は、相対的に見て低かった。彼らが政府内で頭角を現し重要なポストを獲得していくのは、むしろそれ以降のことであった<sup>(41)</sup>。このように委員会のメンバーを全体としてみると、中央政府の要職にあったものの数は少なく、この点は当時の他の財政委員会の構成メンバーの中に、より多くの政府の要人が含まれていたことは対照的である<sup>(42)</sup>。

次に彼らが財政委員会のメンバーとして、財務行政に関してどれ程の知識や経験を有していたのか見てみよう。ピーターは、1549年以来、初年度収益裁判所の財務官を務めていたが、少なくともこの時期、実際の業務は彼の代理人により行われていたと言われている<sup>(43)</sup>。ゲイツは同委員会で活動中に、ランカスター公領大法官(Chancellor of Duchy of Lancaster)に就任しているが、それがこの委員会における彼の役割に急激な変化をもたらしたとは考え

にくい。コットンにしても、1552年9月27日に宮内府会計官(the Controller of the Household)に就任しているが、彼の財務行政上の経験の多くはブーローニュ城塞の財務官など、重要性の低い官職から得られたものであった<sup>(44)</sup>。ダーシー、ゲイツ、ロスは宮内府内の一部局であるプリヴィ・チェインバー(Privy Chamber)を管轄する近侍長(Principal Gentlemen)であり、同局内の国王内帑金(Privy Purse)の運用・保管の責任を負っていた。しかしながら、それを実際に取り扱っていたのは、彼らの書記官を務めていたオズボーン(Osborne, P.)であった<sup>(45)</sup>。注目すべきなのはマイルドメイである。彼は枢密顧問官ではなかったものの、財務行政の経験と専門知識の豊富さで、他を圧倒していた。当時かれは、増加収入裁判所内で二番目の要職である総調査官(General Surveyors)の職にあった。しかも彼は、この時期の主だった財政委員会には、殆ど名を連ねており、常に中心的な役割を果たしていた<sup>(46)</sup>。そして、1554年に財政改革が実施された際に、大蔵卿(the Lord Treasurer of the Exchequer)ウィンチェスター侯(Marquess of Winchester, William Paulet)とともに、その責任の一翼を担うことになるのである。

これらのメンバーを調査の対象となった各財政部局の内情に精通していたものに限ってみると、さらに適任者の数は少なくなる。これまで見てきたように、メンバーの多くは財政部局ではなく、宮内府内の要職にあった。確かにピーターは初年度収益裁判所の役人であったが、彼は実質的な職務をこなしていなかった。またゴスノルドも、増加収入裁判所の役人ではあったが、彼は上級弁護士(Solicitor)であり、財政よりも法律の専門家であった。しかも、先述のように、この2人は最終報告書に署名していない。またメンバーの多くは16世紀半ばに設置された財政委員会にも参加しているが、そこでの彼らの活動も、彼らの活動全体の中で僅かな部分を占めるに過ぎなかった。こうしてみると、同委員会のメンバーは、確かに国家財政運営に何らかの形で関わっていたが、実際に財務行政の現状に関して十分な知識と経験を有していたのはマイルドメイのみであり、彼は同委員会において、専門官として実務の殆どをこなしていたものと考えられる<sup>(47)</sup>。

#### 【メンバーの選定の基準】

では、財政委員会のメンバーは、いかなる選定基準に基づいて登用されたのだろうか。それを史料的に裏付けることは難しいことだが、これまでの分析からも推測できるように、財政改革に関わる委員会のメンバーの選出には、多くの要素が関連しあっていたものと考えられる。オールソップは、中でも以下の三点を主要因として挙げている<sup>(48)</sup>。

まず第一に、この時期に国王宮廷内にノサンブランド公の一派の一時的な進出が見られ

たことである。それが同委員会さらには他の委員会の中に相対的に見てあまり重要ではないか相応しくないとされるような人物が等しく含まれることになったというわけである。つまりこれらの委員会が、国王宮廷内におけるノサンバランド公の派閥形成のためのパトロネイジの手段として用いられていたということである。その一派の中で最も傑出していた人物がダーシーその人であり、ゲイツやロスもその一派に属していた。彼らが宮内府の要職を占め、幼少王の周りを固めていたことも、おさえておいてよい事実だろう。

第二に、委員会の当初の仕事は負債徴収や会計報告書の作成であったが、それに各財政部局の内部調査が新たな職務として加わったことを挙げる。つまりそれが結果として委員会の活動を複雑にし、委員会のメンバー内の何人かを、その業務に相応しくしないものにした。いずれにしても1552年1月の負債徴収委員会において、すでに活動していた4名(ボウズ、マイルドメイ、ピーター、ゲイツ)は、新たに加わった5名よりも各財政部局の内部情報に通じていたことは確かである。

第三に宮内府を含めて調査の対象となる各財政部局の役人たちが、委員会の大半を占めていることである。これは国家財政運営のイニシアティブを取っていた枢密顧問官たちが、各財政部局の主要な財務官たちに、国王が直面する多くの財政問題の責任を帰し、かれらにその解決方法を見出させようとしたものであった。

## II 1552年財政委員会の報告書にみる財政改革の理念

### 1. 1552年財政委員会の会計報告書の史的な位置づけ

16世紀半ばに設置された財政委員会の具体的な活動に関する史料は、多くの場合残っていないのが現状である。しかしながら幸いなことに、エドワード6世期に設置された財政委員会の中でも、最も重要であったとされる二つの委員会に関する史料が現存している。そのうちの 하나가1552年1月2日に設置された負債徴収委員会に関するもの<sup>(49)</sup>、もう一つが本章で扱う委員会の報告書である<sup>(50)</sup>。後者がこれまで重視されてきた理由の一つは、それがテューダー朝期の国家財政全般に関する唯一の包括的かつ詳細な会計報告書としての評価が与えられてきたことによる。特に報告書の第I部の会計報告書は、16世紀半ばテューダー朝期の国家財政の状態を示す史料として、研究者によりたびたび利用されてきた

のである。

同委員会が作成した最終報告書は、三部構成をとっていた。まず第I部は、五つの主要財政部局、チェインバー(Chamber)、およびカレー(Calais)における1550～1年会計年度(1550 Mich.～1551 Mich.)の経常収入・経常支出からなる会計報告書である。第II部は、カレーを除く各財政部局内の人員過剰、行政上の腐敗・弊害の具体的な事例の提示と、その是正の勧告であった。そして第III部は、各財政部局が支出額の増加により多大な出費を強いられていることを確認したのち、そうした負担を取り除くための具体的な財政改革案として、現行制度を維持しながら余剰人員ならびに過剰な俸給を削減する方法と、一つないし二つの財政部局に五つの主要な財政部局を統合するという方法からなる三つの改革案を提示している。

ところで、会計報告書の具体的な検討に入る前に、どうしてもここで検討しておかねばならない史料的な問題が一つある。同委員会の報告書と考えられる史料としては、断片的なものも含めると現在までに七つほど残っている。それらの史料は、作成時期にばらつきがあるのみならず、その内容構成にも大きな違いを伴っている。そのうち(B)ritish (L)ibrary, Additional Manuscript 30198(以下Add. MS. 30198と略記)を含む四つの史料は、18世紀になって転写されたものである<sup>(51)</sup>。これらの史料は、報告書の中の第I部、第II部のみから構成されており、第III部は含まれていない。一方、16世紀に作成されたものとしては三つほど残っている。まずB.L. Harleian Manuscript 7383(以下Harl. MS. 7383と略記)、(P)ublic (R)ecord (O)ffice, King's Remembrancer Miscellanea (E)xchequer 163/12/19(以下E 163/12/19と略記)は、第III部まで含まれている。しかしながら、エルトンが新たに発見したウインザー城内の王立図書館(the Royal Library at Windsor)所蔵のthe Windsor MSは、第III部が欠落している。そして、この史料が発見されたことで、従来の同委員会に関する評価そのものに再検討を迫る重要な問題が提起されることになったのである。そこで、エルトン説に依拠しながら、同報告書の作成過程ならびに七つの史料の関係性について検討してみよう<sup>(52)</sup>。

1552年4月26日に同委員会は財務府に対して一つの令状を発している<sup>(53)</sup>。それは調査に必要な資料の提出、ならびにいくつかの諮問を行うために同部局から数名の役人を同委員会へ出頭させることを命じるものであった。同様の令状は、他の財政部局にも送られたと考えてはば間違いないであろう。同委員会は資料提出の期限を5月14日に設定していることから、報告書の作成は少なくとも、4月26日から5月14日の間に開始されたものと考えられる。こうして各財政部局から提出された資料に基づき、同委員会により提出される調査報告書の

第一次草案が、マイルドメイと同委員会付きの書記を務めていたドディントン(Dodington, J.)により作成された。これが先述のHarl. MS. 7383であり、同時に草案の控えも残され、それがE 163/21/19であった。この時点では草案の中には、第Ⅲ部まで完全に含まれていた。しかしながら、その草案がマイルドメイによって委員会に提示された時、理由はよくわからないが何らかの問題が委員会内で生じ、結局のところ、この草案は却下されてしまう。そのため第二次草案が作成され、それが最終報告書として委員会の承認を得て、6名の委員の署名のもとに枢密院へ上梓されることになったのである。エルトンが発見したthe Windsor MS. は、この正式な最終報告書のオリジナルであり、18世紀の四つの報告書は、これをもとに作成されたものであった。これを先程の第一次草案と比較してみると、前者においては序文中の第Ⅲ部に関する記述と第Ⅲ部が、慎重に削除されている点が注目される。したがって、具体的な財政改革案からなる第Ⅲ部は、正式な報告書として枢密院へ上梓されなかったことになる。最終報告書から見る限り、同委員会の調査は各財政部局の経常財政の状態ならびに運営状況の調査に限定されており、これまで考えられてきたように、1553~4年の財政改革と同委員会の間に直接的な関係を見出すことはできないのである。したがって、同委員会の調査内容とその意義について明らかにする際には、第Ⅰ部とⅡ部の検討が中心となる。

## 2. 報告書第Ⅰ部：会計報告書の検討

### (1) 全体構成

まず問題とせねばならないことは、そもそも、なぜ枢密院が同委員会に対して主要財政部局に会計報告書を提出させ、それに基づく国家財政の状態の調査を命じたのかという点である。もともと各財政部局は、年に一回ほど経常収支に関する経常収支報告書(the Declaration of State of Treasury)を作成し、枢密院へ提出することを義務づけられていた<sup>(54)</sup>。この制度は早くもヘンリ7世期の1505年ころから実施されていたが、その後、急速に衰微していき、16世紀半ばまでに報告書の内容が不正確なものになったり、報告書自体が枢密院へ提出されないといった状況さえ生じていたのである<sup>(55)</sup>。しかも財政危機の時代にあって迅速な財務行政を求められている時に、年に一度の会計報告では十分にそれに対応することは不可能であった。このように16世紀半ばの枢密院は、財政改革どころか、その前提となる国家財政の全般的状況についてさえ十分に把握しきれない状況にあった<sup>(56)</sup>。そのため枢密院は、財政改革に先立って、まずは国家財政の現状についての最新かつ正確な情報を

得るために、この委員会を設置したのである。

では、この報告書の第I部に提示された会計報告が、どこまでテューダー朝期の国家財政の包括的な調査と見なしえるのだろうか。結論を先取りしていえば、この会計報告は全般的に見て、その調査の範囲が極めて限定的なものにとどまっていた。まず先述のように、その基礎となっている資料は、各財政部局から提出させた1550~1年ミクルマス会計年度という僅か 年間のものに過ぎなかった。またこの会計報告書は経常収入・支出(ordinary revenue and issue)に限られており、テューダー朝期の国家財政を構成するもう一方の部門である非経常収入・支出(extra-ordinary revenue and issue)については何ら言及していない。そのうち、特に重要なものとしては、財務府が取り扱っていた議会課税収入(10分 1・15分 1税および補助税)、初年度収益・10分 1税裁判所が扱った聖職者課税収入、増加収入裁判所の王領地売却に伴う収益<sup>(57)</sup>、さらに造幣局(the Mint)の収益<sup>(58)</sup>などが挙げられる。先述したように、16世紀半ばの国家財政は対仏・スコットランド戦争の軍事費や負債額の増大、インフレーションなどによる財政的圧迫を受けていた。そのため、もはや経常収入だけで国家財政を支えていくことが難しくなっており、議会課税収入を初めとする非経常収入に多くを依存しながら何とか維持されているという状況であった。したがって、同委員会の調査が経常財政部門にとどまっていることは、その意図はどうあれ、当時の国家財政の全般的状況を示すという点からすれば、致命的な問題を抱えていたといえる。調査の対象となった部局についても、五つの主要な財政部局、チェインバー、カレー城塞に限定されており、それ以外の非経常財政部門を主に扱う部局、たとえば造幣局や宮内府内の中小の部局、臨時に任命される財務官などが除外されている。さらに、委員会の調査の対象が経常財政部門であったとしても、それは依然としてかなり限定的なものにとどまっていた。たとえば、宮内府内の部局として、チェインバーは調査の対象となっているものの、大納戸部(the Great Wardrobe)、プリヴィー・チェインバーの管轄していた国王内帑金(Privy Purse)、国王金庫(King's Coffers)の状態については、全く触れられていない<sup>(59)</sup>。また国防・軍事関係についても、カレー城塞については触れられているものの、軍需部(Ordnance)、海軍部(Admiralty)、アイルランドの平時の防衛費・統治費については、何ら言及されていないのである。

このように第I部の会計報告は、当時の国家財政全般について扱ったものではなく、経常財政部門の、しかもかなり限定された部分のみを扱ったものに過ぎない。しかしながら、枢密院が同委員会に対して、このような性格の会計報告書の提出を求めていることから、この時期の財政改革の重要な目的が、かえって浮き彫りになってくる。すなわち枢密院が目

指した財政改革とは、五つの財政部局の改革により経常財政の健全化を図るものであり、もともと枢密院自体にも、国家財政の全般的状況を把握しようとするような意図がなかったということである。

## (2) 経常収入

第I部に示された経常収入に関する会計報告をまとめると、(表8)の通りである。

(表8) 各財政部局の経常収入額(Mich. 1550-Mich. 1551) (単位=ポンド)

	確定収入	不確定収入	%
増加収入裁判所	144,825	14,370	58.5
財務府	7,562	31,786	14.5
初年度収益裁判所	15,042	8,521	8.6
後見裁判所	-	31,749	11.7
ランカスター公領裁判所	16,568	6,486	6.6
総 額	183,998	87,914	99.9

1) Richardson, *Report*, passimより作成。

当時、経常収入は確定収入(certainties)と不確定収入(casualties)の二大項目に分類されていた。前者は地代収入のように毎年一定額の固定収入が見込まれるもの、後者は関税収入、諸手数料、没収財産などのように、年毎にその収入額が変化するものからなっていた。

1550～1年会計年度の経常収入の総額は、271,912ポンドであった。これを各財政部局の収入額の割合でみると、増加収入裁判所が159,195ポンドで全体の58%と群を抜いており、五つの財政部局のうち同部局が、いまだに中央財政部局としての機能を果たしていたように思われる。さらに同部局の収入内訳をみると、確定収入144,525ポンドは全て地代収入からなっていた。こうした事情はランカスター公領裁判所でも同様であり、さらに、土地に関する封建的付帯条件(feudal-incidents)からあがる収入という意味で、後見裁判所(the Court of Wards and Liveries)の収入を含めると、16世紀半ばの経常収入は、依然として土地収入を基礎としていたことがわかる。

次に問題となるのは、もしも枢密院がこの会計報告書をもとに、当時の経常財政の状態を把握しようとしたのであれば、1550～1年会計年度の経常収入額が、テューダー朝時代

の標準的な財政状態と見なしうるのかという問題が生じてくる。なぜなら確定収入の収入額は殆ど変わらなかったものの、不確定収入については、年ごとにかんがりの変化を示しており、(表8)の場合でも全収入額の約3分1を占めているからである。そこでまず、エドワード6世期の各財政部局の経常収入額と同年のものを比較してみよう。それによると、この年の財務府ならびに後見裁判所の経常収入額はエドワード6世期で最も高く、増加収入裁判所やランカスター公領裁判所でも平均収入額を上回っている<sup>(60)</sup>。したがって、1550~1年ミクルマス会計年度は、少なくとも五つの財政部局に関する限り、標準的な会計年度とは見なしがたいものであったと言えよう。

さらに問題を複雑にしているのは、この会計報告書が総経常収入額(ordinary gross revenue)を示したもので、純経常収入額(ordinary net revenue)を示したものではなかったということである。先述したように、当時の会計報告書では、総経常収入額に基づく場合、その最初に「延滞金(arrears)」の項目があり、その中にはたとえば前年度から未納のままになっている収入や、地代の延滞金額などが含まれていた<sup>(61)</sup>。当時の各財政部局では、この延滞金額が増加していることが問題化しており、その回収を徹底させることを目的に設置されたのが、先述のような負債徴収委員会であったわけである。このように滞納金の徴収が財政改革の主要な目的の一つであったことを考えれば、同報告書における「延滞金」の問題について検討しておく必要があろう。まず当該年度の各財政部局の純収入額を算出してみよう。そのためには総収入額から「延滞金」額を差し引く必要がある。増加収入裁判所の財務官(the treasurer)が作成した会計報告書(accounts)によれば、1550~1年ミクルマス会計年度の総収入額は158,146ポンドであった。しかしながら、この中には前年度からの「延滞金」93,905ポンドが含まれているため、前者から後者を差し引いた純収入額は、わずかに54,141ポンド(王室領売却による収益7,856ポンドを含む)に過ぎなかったことになる<sup>(62)</sup>。財務府の同年度における純収入額は33,039ポンドであるが、これに報告書からは除外されていた同会計年度の議会課税収入59,611ポンドを合わせると90,322ポンドで、増加収入裁判所のそれをはるかに上回っている<sup>(63)</sup>。しかしながら、これらの数値を単純に比較するわけにはいかない。なぜなら先述のように、同年度は標準的な会計年度とは言い難いからである。

そこで、各財政部局の純収入額を比較するためには、少なくともエドワード6世期における経常・非経常収入を合わせた総収入額(gross revenue)のうち純収入額(net revenue)の平均値を出してみる必要がある。増加収入裁判所(1547年1月~1554年1月)の純収入の総額は642,516ポンドであり、これを年平均に直すと、91,788ポンドとなる<sup>(64)</sup>。財務府(1547年1月~1553年

9月)の純収入額は530,830ポンドであり、年平均額は約80,331ポンドとなる<sup>(65)</sup>。以下、後見裁判所(1547~1553年)の純収入額は66,162ポンドでその年平均額は11,027ポンド<sup>(66)</sup>、ランカスター公領裁判所の年平均額は9,537ポンドとなった<sup>(67)</sup>。初年度収益裁判所の純収入については、史料が断片的であることから、その正確な数値を示すことは困難であるが、オールソップは約28,000ポンドであったと推測している<sup>(68)</sup>。これらをまとめたのが(表9)である。

この表と先の(表8)とを比較すると、いくつかの興味深い点を指摘できる。まず(表8)によれば、増加収入裁判所の収入額は、全体の約50%以上を占めている。したがって、かつてリチャードソンが述べたように、「金額の規模からすれば、増加収入裁判所を財務府へ併合するよりも、むしろその逆の方が望ましい」<sup>(69)</sup>として、1554年の財政改革時の財務府の重要性を過小評価することも可能である。しかしながら、そうした見解が、総經常収入額に基づくものであったところに一つの問題がある。財政収入面から財政改革における部局の統廃合を論ずる場合、各財政部局の収入の安定性と純収入額の高さ、つまり総収入額よりも純収入額に基づかれるべきだからである。そこで、あらためて(表9)に目を向けてみると、増加収入裁判所と財務府の純収入額は、かなり接近したものとなっている。しかも、増加収入裁判所の純収入額の3分2ちかくが、王室領売却収入、すなわち再び獲得されることのない収入であった<sup>(70)</sup>。したがって純収入額に基づけば、財務府に増加収入裁判所を併合したとしても、何ら驚くにはあたらないのである。

(表9) 各財政部局の純収入額(total net revenue) (1547-1554)

	純収入額	%
増加収入裁判所	91,788	41.5
財務府	80,331	36.2
初年度収益裁判所	28,000	12.7
後見裁判所	11,027	5.0
ランカスター公領裁判所	9,537	4.3
総 額	220,633	99.9

1) Alsop, Exchequer, p.276より作成。

2) 単位=ポンド

3) 収入額は年平均で示してある。

(表10) 各財政部局の経常収入の純収入額 (1547-1554)

	純収入額	%
増加収入裁判所	36,000	33.4
財務府	28,864	26.9
初年度収益裁判所	22,000	20.5
後見裁判所	11,027	10.3
ランカスター公領裁判所	9,537	8.9
総 額	107,428	100.0

1) Alsop, Exchequer, p.277より作成。

2) 単位=ポンド、収入額は年平均で示してある。

オールソップは、(表10)のように各財政部局の年平均純収入額から、非経常収入の主要部分を構成する王室領売却収入、俗人・聖職者課税収入額を差し引いた額を示している<sup>(71)</sup>。それによれば、純収益の安定性の面からみても、増加収入裁判所と財務府とは、かなり接近していたことがわかる。しかも、報告書の第II部で指摘されているように、財務府は関税改革による関税収入の大幅な増加が期待されており、将来的に見ると財務府の重要性は、揺るぎないものとなりつつあったのである<sup>(72)</sup>。

以上の検討の結果、次の点が明らかとなった。まず第I部の会計報告書は、経常財政のしかもかなり限定された部分の会計報告にとどまっていた。第二に同報告書は、経常収入のうち総収入額を示したものであり、純収入額を示したものではなかった。したがって、枢密院が将来の財政改革プランをたてる上で利用することはできたとしても、そこから各財政部局の純収入額、現金残高についての情報を得ることは、殆ど不可能であったのである<sup>(73)</sup>。

### (3) 経常支出

#### 【俸給と年金】

報告書に示された経常支出の項目と支出額の概要を示したものが、(表11)である。まず注目されるのは、支出総額235,398ポンドのうち、(1) 役人への俸給・手数料と(11) 年金を合わせると、19,100ポンドで、全体の約半分近くを占めている点である<sup>(74)</sup>。

(表11) 経常支出項目と支出額 (Mich. 1550-Mich. 1551)

(単位：ポンド)

(1)	Fees, diets and allowances to officers -----	55,815
(2)	The king's Great Wardrobe -----	1,163
(3)	Diets of ambassadors -----	4,927
(4)	Perpetual charges on revenue -----	10,281
(5)	Expenses of audit -----	3,021
(6)	Decays and vacations of tenements etc. -----	6,610
(7)	Repairs on royal lands -----	7,594
(8)	Payments to garrisons and fortresses -----	9,733
(9)	Assignments to the king's Household -----	41,864
(10)	Jointurers and dowers, etc. in the Court of Wards -----	15,862
(11)	*Pensions and annuities(monastic : 44,861, ordinary : 14,612, officers pensioned in 1547 : 3,8111) -----	63,285
(12)	*Deductions in the Exchequer for year -----	94
(13)	*Pardon of ameracements by Parliament -----	881
(14)	*Moiety forfeiture granted to king's servants -----	796
(15)	*Diets and necessaries for the late duke of Norfolk in the Tower -----	630
(16)	*Land granted for life -----	12,836
	<u>Total : 235,398</u>	
	There remains(in possession : £ 36,513, in reversion : £ 78,523)	<u>115,037</u>
(17)	The yearly charges of the Wardrobe above the revenue assigned thereunto	
(18)	The yearly charges of the Admiralty	
(19)	The yearly charges of the Ordinance	
(20)	The yearly charges of the King's Purse	
(21)	The yearly charges of the King's new years gifts	
(22)	The yearly charges of Calais above the revenue	
(23)	The yearly charges of Ireland above the revenue	
(24)	The yearly charges of the King's Household beside £ 41,864 assigned to the same	

1) Richardson, *Report*, passimより作成。

2) \*は財産復帰(in reversion)であることを示す。

報告書の第II部でも指摘されているように、俸給額の上昇は、国内のインフレーション、部局内の人員の増加によってもたらされた。一方、年金支給額の大幅な増加は、修道院の解散にともない元修道士への生活補償金として支給された年金の額が増加したものであり、この年には、44,861ポンドに達していた。さらに1547年に増加収入裁判所へ総調査官裁判所が統合された際に職を解かれた旧役人への補償金、他の部局の統廃合にともなう補償金として、3,811ポンドの年金が支給されていた。俗人に対する年金支給額も14,612ポンドを示していた。見落としてはならない点は、当時、一般に各財政部局の現役の役人たちに対しても、正規の俸給の他にそれを補填するために年金が支給されていたことである<sup>(75)</sup>。

テューダー朝期における各財政部局の役人たちの正規の俸給支給額についてみると、その上昇率は概して低くおさえられる傾向にあるが、それは彼らが年金をはじめとして、俸給額を上回る副収入を期待できたからに他ならない。このように俸給・年金額の増加が経常財政を圧迫していることについては、この委員会でも問題視されていた。その対応策として報告書の第II部において、人員削減、俸給支給額の見直し、さらには年金支給の規制などの具体的な勧告が行われることになったわけである。

#### 【財産復帰(in reversion)の問題】

次に考えてみたいのは、経常支出のうち(11)年金から(16)期限付きの土地贈与までの78,523ポンドが、財産復帰(in reversion)の項目、すなわち将来、国王のもとに復帰するか、あるいは支払いの必要がなくなるもの、とされている点である。したがって、理論上は経常支出総額235,398ポンドのうち、78,523ポンドが国王のもとへ復帰した場合、経常支出総額は156,875ポンドになるというわけである。報告書は最後に経常収入総額271,912ポンドから経常支出総額235,398ポンドを差し引いた36,513ポンドの余剰金が生じるとしている。さらに加えて、財産が復帰した場合には、それは115,037ポンドに増加するであろうと予測しているのである。

しかしながら、この予測が成り立つためには、まず当該財産が本当に復帰する見込みがあること、さらに一時的に財産を手放すような政策を今後、繰り返さないことが前提となる。年金問題に関して言えば、その支払いの必要がなくなるためには、年金受給者が亡くなるか、年金の支給を制限ないしは停止する必要があったが、実際にはそれは殆ど実現不可能であった。それどころか、報告書が提出されて二年後の1554年に財政部局の統廃合が行われ、増加収入裁判所ならびに初年度収益裁判所が解散された。そのため両部局の役人たちは十分な年金を補償され、政府は当分の間、かれらに年金を支給せねばならなかった

のである<sup>(76)</sup>。このように報告書が、国王財産として将来的に復帰すると見込んでいるものは、あくまでも理論上の数値であって、将来の財政改革に向けて参考にはなったとしても、実際問題として財産復帰は、殆ど実現不可能であり、その意味では報告書の見通しは、かなり楽観的なものであったと言えよう。

#### 【軍事関係費、宮内府(the King's Household)費】

報告書は上述のように全体の会計収支報告を行い余剰金額を算出したうえで、その余剰金が以下に挙げる(17)から(24)までの8項目の経費の支払いに充てられたと記している。それぞれの項目の具体的な金額は提示されていないが、大別すると軍事関係費と宮内府関係費とに分けることができる。

まず軍事費としては、(18)海軍部の経費、(19)軍需部の経費、(22)カレーの防衛費の不足分、(23)アイルランドの防衛費の不足分が記されている。この報告書が作成される段階では、すでに対仏・スコットランド戦争(1542~1550年)は終わっていたが、平時におけるこれら軍事関係費は、依然としてテューダー朝期の国家財政を圧迫し続けていた。報告書はカレー城塞の財政状態のみについて具体的に言及している。それによれば、カレー現地の収入4,586ポンドに対して支出は9,873ポンド、したがって5,286ポンドの収入不足が生じていた<sup>(77)</sup>。他の軍事関係費についても、カレー、アイルランド、海軍、ベリック(Berwick-upon-Tweed)をはじめとする北部の防衛拠点、軍需部などの費用だけで、1551年2月から1552年9月までに、112,000ポンド、年平均に直すと約80,000ポンドを必要としたと言われている<sup>(78)</sup>。このように平時ではあっても、国土防衛に必要な経費はかなりの額にのぼっており、經常収入による支払い能力をはるかに上回っていたのである。

一方、宮内府内の部局の諸経費については、それらが独自の収入源を殆ど持っていなかったために、枢密院が各財政部局に対して一定額を割り当て、それを毎年、宮内府のハウスホールドへ送金することになっていた<sup>(79)</sup>。たとえば調査が行われた1550~1年会計年度には、支払い項目(9)によると、宮内府のハウスホールドに対して各財政部局から41,864ポンドが割り当てられているが、その内訳は財務府が6,000ポンド、増加収入裁判所が10,000ポンド、ランカスター公領裁判所が6,000ポンド<sup>(80)</sup>、初年度収益裁判所が19,864ポンド(同部局は余剰金をすべて宮内府へ送金することになっていた)と記載してある。つまり原則的には、少なくとも宮内府内部の家政費や国王宮廷の維持に関わる諸経費は、この範囲内にとどめられることが期待されていたわけである。しかしながら、ヘンリ8世期以降に、国王宮廷はかつてなかったほどにその規模を拡大し、また政治・社会・文化の中心となり国王にとって重

要な支配装置へと発展していったのである<sup>(81)</sup>。それは同時に宮内府の諸経費の増大を伴うものであり、しかも16世紀半ばにイングランドは深刻なインフレーションに見舞われていたため、その額は各財政部局への割当額をはるかに上回ってしまったのである。

そこで枢密院は各財政部局に対して新たな支払い令状を発行し、宮内府の経常費の増加分を補うために、追加の送金を命じた。しかしながら、各財政部局も俸給・年金などの費用の増加により、すでに経常収入の多くをその増加分に充てていた。したがって、枢密院のそうした支払い令状に見合うよう十分な額を経常収入から捻出することは、極めて困難な状況にあったと考えられる。そもそも枢密院自体が国家財政の全般的状況を把握しきれていなかったことからして、枢密院が各財政部局の支払い能力を正確に見極めた上で支払い令状を発行していたとは信じがたい。

では、各財政部局が枢密院の支払い請求に対して、いかに対応していたのかが興味深い問題として残るが、ここではエドワード6世期の財務府の対応について見ておこう<sup>(82)</sup>。まず経常支出について見ると、財務府内の俸給・年金の支払い項目の他に、宮内府に対して毎年6,300ポンド(ハウスホールドへ6,000ポンド、大納戸部(the Great Wardrobe)へ300ポンド)を送金することになっていた<sup>(83)</sup>。先述のように枢密院は宮内府の経常費の増加分を賄うために、財務府へ追加の送金を命じているが、注目すべき点は財務府ではそれらがすべて非経常支出として処理されていることである。まず大納戸部に対して総額14,802ポンド、年平均で2,060ポンド、ハウスホールドに対して13,392ポンド、年平均で2,166ポンドであった。さらに宮内府の他の部局への送金も行っており、たとえばチェインパーに対して17,000ポンド、また国王の私的金庫である国王内帑金(Privy Purse)に11,379ポンドを送金していた。宮内府関係のこれらの経費を合わせると、46,573ポンドにもなる。したがって財務府では会計処理上、経常費としては伝統的に固定されてきた最小限度の経費、いわば予め割り当てられていた経費のみが考えられていたことになる。そして、その割当額を超過した分については、たとえそれが実際には宮内府において最終的に経常的費用の支払いに用いられたとしても、すべて非経常費として処理されていたのである<sup>(84)</sup>。このように財務府では伝統的な経常・非経常の財政区分制度が維持されていた。しかしながら、16世紀半ばの平時の統治費の増大にもかかわらず、従来のように狭隘な経常費概念が維持されたことで経常費と非経常費の区分が曖昧となり、結果的に伝統的な二元論的財政区分制度の理論と実態が乖離していた点が重要である。

また財務府では、経常収入だけでは枢密院からの支払い請求に対応しきれなくなってい

た。そのため、財務府では非経常収入である議会課税収入をその支払いに充てざるを得ない状況が生じたのである。エドワード6世期における財務府の俗人課税収入335,988ポンドのうち、戦費・国土防衛費として189,802ポンド(全体の約56,5%)が支払われているのに対して、平時の政府の統治費などに少なくとも83,997ポンド(全体の約25%)が支払われている<sup>(85)</sup>。議会における課税原則とは、もともと戦争などの「非経常的な必要」が生じた際に、国王が議会に対して求めるものであり、またそのように運用されるべきものであった。しかしながら、少なくとも財務府における議会課税収入の運用の実態を見る限り、そのような原則の理論と実態が大きく乖離していたことがわかる。

では、この会計報告書から、枢密院はどこまで16世紀半ばの国家財政の実態を把握していたと見るべきなのだろうか。まず委員会が作成した会計報告書は、主要な財政部局の経常財政に関するものであり、非経常財政を扱ったものではなく情報はかなり限定されていた。というよりも、枢密院が調査の対象としていたのは、当初から経常財政部門であったと見るべきであろう。そう考えれば、(表11)の中で、委員会が宮内府に関わる経常費の超過分に関する金額を提示できなかったことも、十分に説明がつく。しかしながら、経常財政に関する報告書としても、深刻な問題を残していた。財務府の会計業務において見てきたように、経常費の捉え方は極めて狭隘なものであり、限度額を超えたものは、すべて非経常費として扱われていた。そのため経常財政に関する報告書であったとしても、それは実態と程遠いものになってしまったのである。

### 3. 報告書第II・III部：各財政部局の実態調査ならびに改革の提言

#### (1) 経常支出の増加の実態とその改善策

報告書の内容の信憑性はともあれ、委員会のメンバーたちは、この第I部の調査結果を深刻に受け止めていた。それは、報告書の第II部の大半が、16世紀半ばの経常財政の悪化の原因究明と改善策に費やされていることからわかる<sup>(86)</sup>。

報告書は16世紀半ばの経常財政が悪化した理由として、およそ次の二点について言及している。第一に各財政部局内部の腐敗であり、具体例を示しながら改善のための勧告を行っている。第二に報告書第I部でも明らかなように、各財政部局内の人員過剰、俸給や年金の支払額の増加による経常財政の圧迫である。それらを踏まえて報告書は、人員削減を中心とする経常支出の節減方法、また新たに経常収入を増加させる方法について具体的な提言を行っている。

經常収入の増加の方法としては、輸出入品への課税の基本資料となる関税率表(the Book of Rates)の改訂により関税収入を増加させることを提言している。この調査が行われた頃の関税率表は、1507年に発行されたものがそのまま用いられていたため、16世紀半ばの海外貿易の伸長に見合わないものとなっていた。そこで関税率表を改訂して課税対象品目の拡大や関税率の引き上げを行い、関税収入の増加が図られたわけである。このように当時の関税とは、王政復古期以降のいわゆる重商主義時代に見られるように、保護貿易を目的とした高率関税ではなかった。関税収入は土地収入とともに經常収入の中心部分を構成していたのであり、報告書で勧告された関税改革とは、あくまでも対ヨーロッパ貿易を促進して関税収入の増加を目論む、いわば低率財政関税であった点を確認しておこう。この勧告がすぐに実現することはなかったが、6年後の1558年5月28日に関税率表の改訂が約50年ぶりに行われ、以後、関税収入は再び王領地収入とともにテューダー朝期の經常財政を支える二大収入源となるのである<sup>(87)</sup>。

俸給・年金の支給額については、各財政部局ごとに調査が行われ、その増加状況が示されている。それらの増加がとくに目覚ましかったのは、増加収入裁判所である<sup>(88)</sup>。たとえば同部局の俸給額について見ると、設立当初の俸給額は総額4,748ポンドであったが、現在では7,084ポンドに達しており、その間に2,336ポンドも増加していることが報告されている。個別に見ると同部局のトップである大法官(the Chancellor)の俸給額は、300ポンドから340ポンドへ増加しており、第二位の総調査官(the General Surveyors)の200(→220)ポンドを大きく引き離している。それを各官職のユニットごとに見ると監査官(the auditors)が1,588(→2,126)ポンド、受領官(the receivers)が1,118(→1,810)ポンドと群を抜いており、もちろんこれらの官職は、委員会による調査の主要な対象ともなっていた。このように俸給額が増加した背景には、人員数が増加したことに加えて、当時の給与体系に問題があったといえるだろう。すなわち、俸給の増加は、年俸(the ordinary fee)が一定であったのに対して、手当(allowance)の額が増加したことによるものであり、後者については各財政部局に状況の変化に応じて増額させたり新たに加えたりする裁量権が認められていたのである。たとえば先程の大法官の場合、340ポンドのうち、300ポンドが年俸であり、残りの40ポンドが手当であったことがわかっている<sup>(89)</sup>。

ところで、こうした勧告が財政改革によって果たして実現可能であったのか、というと必ずしもそうではなかった。なぜなら俸給支給額の上昇は、16世紀半ばのインフレーションや物価の高騰を考慮すれば、ある程度までやむを得ないものであった。また委員会は人員削減や俸給額の引き下げを經常費節減の観点からしか捉えていないが、実際にはもっと複雑な

問題を含んでいた。もともと宮内府や各財政部局における官職保有者の増加は、統治機構の整備強化の中で生じた面もあるのであり、機能面からも人員削減の問題が考えられる必要があった。確かに各部局内に閑職が存在し、ある者は他部局にまたがって官職を保有していた。しかしながら別の見方をすれば、それが官職の給与レベルを一定に保つことにもなっていたわけで、当時としてはごく一般的な官職保有のあり方であったのである。また国王による官職の授与は、彼の臣下の忠勤に対する報酬、つまり国王によるパトロネージの有効な手段として頻繁に利用されていた点も忘れてはならないであろう<sup>(90)</sup>。年金支給の制限についても、同様のことが言える。実際問題として、1554年に増加収入裁判所と初年度収益裁判所が財務府へ併合され多くのものが官職を失ったが、その際に彼らは十分な年金を支給された。そのため第III章でも検討するように、この時期に財務府から支払われる年金額が増加しており、当分の間、財務府はその支払いに追われることになったのである。

また第II部の勧告に基づいて経費の節減を行ったとしても、もしもそれが財政機構の抜本的な改革を伴うのでなければ、その効果があまり大きいものではないことを、報告書自体も認めている。報告書の第III部では、まず主要財政部局における職員の俸給額を18,532ポンドとしている。既存の部局を維持して経費の節減を行った場合には、それは6,482ポンドに留まると試算している<sup>(91)</sup>。したがって、経常支出の大幅な削減のためには、財政部局の統廃合の問題に踏み込まざるをえなかったのである。

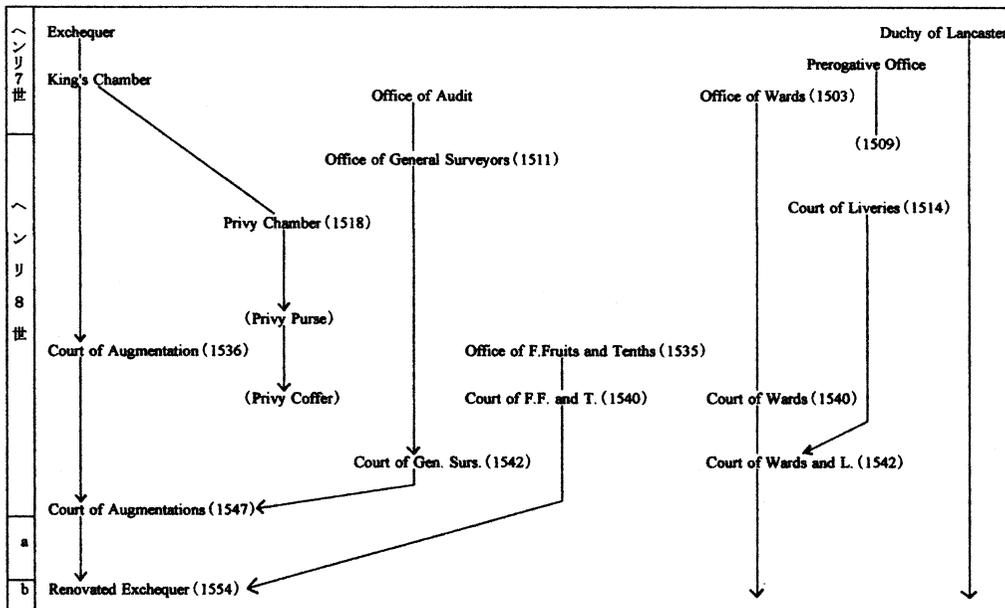
## (2) 財政機構の改革の提言

報告書の第III部では、三つの改革モデルが示されている。まず最初に既存の財政部局を維持した場合、俸給の増加分3,712ポンドに余剰人員の俸給2,705ポンドを合わせた6,428ポンドを削減できると推定している<sup>(92)</sup>。しかしながら、この場合、先述の18,532ポンドの人件費からすると、それ程の効果は期待できないことがわかる。第二案は既存の財政部局を二つの部局に統廃合するものである。一つは財務府に初年度収益裁判所と後見裁判所とを統合したもので非土地収入部門を主に扱う部局であり、それによって5,228ポンドの削減が可能であるとしている。もう一つは国王収入裁判所(the Court of the King's Revenue)として新たに設立される部局である。この部局は増加収入裁判所とランカスター公領裁判所を合併し、ほぼすべての王領地収入を扱うもので、これにより4,393ポンドの節減が可能であるとしている。したがって、この第二案によれば、8,905ポンドの節減が可能ということになる<sup>(93)</sup>。しかしながら、その効果が最も期待できるのは、第三案が提示しているように、財務府にすべての

部局を統合することであり、これにより10,292ポンドと最も多くの節減が可能であるとしている<sup>(94)</sup>。

第Ⅲ部を評価する際に、まず確認しておけなければならないことは、先述のように第Ⅲ部は正式な最終報告書から除外されたことである。確かに数名の枢密顧問官がこの委員会のメンバーであったことからして、枢密院が同委員会において議論されていた改革モデルについて間接的に把握していた可能性はある。そうであったとしても、第Ⅲ部が最終報告書から削除されたことで、委員会は当初の活動目的の重要な部分を失ってしまったのである。なぜそのような経緯を辿ることになったのか。その理由は判然とはしないが、オールソップは次のように推論している<sup>(95)</sup>。委員会報告書の作成は、委員会のメンバーでもあったマイルドメイが一手に引き受けていた。彼が最初に作った草案には明らかに第Ⅲ部まで含まれていた。しかしながら、委員会において彼がそれを提示した時、第Ⅲ部を加えることは却下されてしまった。そこで彼は、第Ⅲ部を全面削除し第Ⅰ・Ⅱ部からなる新しい草案を作成した。これが最終報告書として委員会において承認されることとなり、6名の委員の署名を添えて枢密院へ上梓されることになった。却下された理由としては、おそらく委員たちが、彼らの権限は財政部局内の問題点の調査に限定されており、包括的な改革案を提示するところまで及んでいないという手続き上の問題から、第Ⅲ部を不必要なものと思わされたと考えられる。それを示唆するのは、枢密院の側でも、同委員会とは別に国家財政機構に関する独自の再編計画が立案されつつあったという事実である<sup>(96)</sup>。1552年10月13日、つまり最終報告書が提出される約二ヶ月前に、すでに枢密院において財政組織の再編へ向けての討議がなされている。それによれば、ランカスター公領裁判所と後見裁判所は存続させる代わりに余剰な人員や経費を取り除くこと、一方で増加収入裁判所と初年度収益裁判所については、財務府に併合することが話し合われているのである。これは(図1)に示したように、1553~4年に行われる財政改革そのものである。このように報告書第Ⅲ部の改革案と1553~4年の財政改革との間に直接的な関係性を見出すことはできない。むしろ次のような視点からこの第Ⅲ部を評価すべきものと思われる。すなわち財政委員会にしても枢密院にしても、財政改革の基本理念という点においては、一致を見ていたということである。当時の財政改革とは、經常財政を健全化することで「国王自活(the king should live of his own)」の原則を再生することを基本理念としており、その具体的政策が財政部局の統廃合を通じて經常費を節減することであった。

(図 1) テューダー財政機構の発展過程



- 1) (a)はエドワード6世期、(b)はメアリ1世期を示す。
- 2) 左端の部局が中心的部局であったことを示す。

### 小 結

16世紀半ばの国家財政の危機を克服するための財政改革は、一連の財政委員会の設置とともに始まった。中でも1552年3月23日に設置された財政委員会は、その調査の範囲や報告書の内容の充実度の点から最も注目されてきた委員会である。そこで同委員会の報告書の分析を行い、同委員会の評価ならびに当時の財政改革の基本的なあり方を明らかにしようとしたわけである。

報告書の内容を検討して明らかになったことは、同委員会の活動や報告書の内容についての従来の評価に、ある程度の限定が加えられねばならないということである。第I部会計報告は、あくまでも経常財政部門のみを対象とし、非経常財政部門を除外していることから、テューダー朝期の国家財政を全般的に扱ったものではなかった。また経常財政部門の調査として見た場合にも、いくつかの注意が必要である。すなわち財政部局の実務過程におい

て經常・非經常財政の区分は、収入部門では維持されていたが、支出部門に関する限り理論的には維持されているものの、実際にはその明確な区分は崩れつつあった。したがって委員会の調査対象が、各部局の經常収支に限定されたことが、実質的な意味での經常財政の状態を覆い隠すことになってしまった。第III部の財政組織の統廃合についての三つの提言のいずれも、結局のところ採用されることはなかったし、そもそも第III部は最終報告書から削除されており、枢密院へ上梓されることさえなかったのである。

しかしながら、そうした点からかえって、当時の財政改革の理念が浮き彫りになってくるように思われる。当時の財政改革とは、伝統的な經常・非經常の財政区分制度を維持しつつ經常財政の健全化をはかり、議会課税などの非經常収入に頼らない「国王自活」の原則の復活を試みるものであった。ウィンチェスター侯(Marquess of Winchester, W. Paulet)といえば、枢密院の主要メンバーであり、かつ大蔵卿として財務府ならびに国家財政運営の最高責任者の地位にあったことから、当時の財政改革の立案・実施過程で中心的な役割を果たしたと目されている人物である。財務府における彼の活動に関する近年の研究でも、彼がこのような保守的な財政理念の持ち主であったことが明らかとなりつつある<sup>(97)</sup>。したがって、枢密院が当初から財務府に好意的で新財政部局に対抗的であり、財務府を中心とする部局の統廃合の検討を行っていたとしても何ら不思議ではない。つまり当事者たちの認識としても、財政改革とは伝統的な財政運営の再生(renovation)のことであり、何ら革新的な改革(innovation)とは捉えられてはいなかったのである。

16世紀のイングランドが主権国家としてヨーロッパに確固たる地位を築こうとするのであれば、大陸諸国と同様に直轄収入国家から租税国家への移行の問題は避けて通れないものであった。16世紀半ばの財政危機の時代に、イングランドの伝統的な財政制度は、いたるところで矛盾を露呈し、その移行の可能性が試されることになったとも言えよう。しかしながら、テューダー朝期の国王=行政府が選び取った道は、租税国家へ向けて革新的な第一歩を踏み出すのではなく、あくまでも保守的な改革により、ひとまずこの国難を乗り切ることであった。もとより、それでは問題の根本的な解決になっていないことは明らかである。この問題が再び国王と議会の重要な争点となるのは初期ステュアート朝時代に入ってからのことであった。

## 註

- (1) O'Brien, *op.cit.*, in *R.F.S.E.*, pp.8, 18.
- (2) Cunich, P., 'Revolution and Crisis in English State Finance, 1534-47', in Bonney, eds, *C.R.S.G.*, pp.110-137 ; ESFDB\cunigh\engb001 based on \cunich\engd001にも有益なデータが掲載されている。
- (3) *Ibid.*, p.127.
- (4) *Ibid.*, p.130.
- (5) エルトン論争については、拙稿「絶対主義と行政革命」(指・岩井編『イギリス史の新潮流』彩流社、2000年、25~50頁)を参照。
- (6) O'Brien, 'The Rise ……', p.153 ; do, *op.cit.*, in *R.F.S.E.*, p.58 ; Cunich, *op.cit.*, p.130.
- (7) Cunich, *op. cit.*, p.131.
- (8) クーニッチは1550年代初頭に貨幣の悪鋳が終了して以降も、1530~1540年代に獲得された新たな経常収入が国家財政の基盤となっていた点を重視し、エルトンの「行政革命」ないし「財政革命」論を擁護している(*Ibid.*, p.132.)。しかし、クーニッチも認めているように、その影響力はエリザベス治世以降には失われていくのであり、その意味で短期的な構造変革であった。もとより、18世紀末のフランスにおける事例が示すように、「財政革命」は常に不可逆的な構造変化をとまなうわけではない(Bonney, *op.cit.*, in *C.R.S.G.*, pp.9, 18.)。「財政革命」は構造変革の持続性よりも、むしろ収入・支出・公債のすべての部門に重要な影響を及ぼし変革をもたらす点を重視すべきである。その意味でエルトンやクーニッチらが、主に収入部門の構造変化に議論を集中させている点に問題がある。「財政革命」と呼ぶかどうかは別としても、より重要な財政構造の改革(内国消費税の導入(the excise)、後見権などの大権的(Prerogative)課税の廃止)はむしろ内乱期から王政復古までの間に生じているのである。ちなみにクーニッチの博士論文の指導教官であったのが、エルトンであったこともおさえてよい事実であろう。Cunich, 'The Administration and Alienation of Ex-monastic Lands by the Crown 1536-47', Univ. of Cambridge PhD thesis (1990).
- (9) Schulze, *op.cit.*, pp.269-70.
- (10) Dietz, F.C., *English Public Finance 1485-1641*(以下*E.P.F.*略記), (London, 1964(1921)), vol.I, pp.144-214 ; Hoyle, R., 'War and Public Finance', in MacCulloch, D., ed., *The Reign of Henry VIII*, (London, 1995), pp.75-99.

- (11) Cunich, *op.cit.*, p.134.
- (12) Dietz, *op.cit.*, pp.145-58, esp. pp.155-7 ; Cunich, *op.cit.*, p.135.カレーとブローニュの城塞建築・維持費については、以下を参照。Colvin, H.M., eds., *The History of the King's Works*, 6 vols., (London, 1963-82), vol.iii, pp.361, 393.
- (13) テューダー朝期の公債制度については、さしあたり以下を参照。Dietz, *op.cit.*, passim ; Outhwaite, R.B.. 'The Trials of Foreign Borrowing : The English Crown and Antwerp Money Market in the Mid-Sixteenth Century', [*Economic [H]istory [R]eview*, vol.19, (1966), pp.289-305 ; do, 'Royal borrowing in the reign of Elizabeth I : the aftermath of Antwerp', [*English [H]istorical [R]eview*, vol.86(1971), pp.251-63.
- (14) Richardson, W.C., *Stephen Vaughan, Financial Agent of Henry VIII : A Study of Financial relations with the Low Countries*, (Baton Rouge, 1953) ; Scott, W.R., *The Constitution and Finance of Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, vol.I, (Cambridge, 1951 (1912)), p.33 ; R. de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, (Cambridge, 1949), p.225.
- (15) Outhwaite, 'The Trials・・・', pp.292, 302.
- (16) Fisher, F.J., 'Commercial Trends and Policy in the Sixteenth Century England', *Eco. H.R.*, vol.X, no.2(1940), p.99[浅田実訳『16・7世紀の英国経済』未来社、1976年、55頁] ; A. フェヴァー・E.モーガン／ノ瀬篤ほか訳『ポンド・スターリング』新評論、1987年、82-3頁。
- (17) Körner, *op.cit.*, p.408-9.
- (18) *Ibid.*, p.410.
- (19) Dietz, *op.cit.*, pp.152-3.
- (20) Cunich, *op.cit.*, p.136.
- (21) 16世紀半ばの国王金庫の問題については、拙稿「テューダー中期の財政危機と国家財政運営—国王金庫(King's Coffers)の分析を中心として—」『史学研究』217号、1997年、69~88頁を参照。
- (22) 同委員会に関する研究としては、以下を参照。Richardson, *History of the Court of Augmentations 1536-1554*(以下*H.C.A.*略記), (Baton Rouge, 1961), pp.160-213 ; do, ed., *The Report of the Royal Commission 1552*(以下*Report*略記) ; Elton, G.R., *Tudor Revolution in Government*(以下*T. R. G.*と略記),(Cambridge, 1953) , pp.230-8 ; do, 'Mid-Tudor Finance (以下*Finance*略記)', *H.J.*, vol.20-3(1977), pp.737-40 ; Alsop, 'The Revenue Commission

- of 1552', *H.J.*, vol.22-3(1979), pp.511-33.
- (23) 堀江洋文「テューダー朝初期の財務政策と増加収入裁判所」『専修大学経済論集』29-3 (1995), 69-100頁。同論文はクーニッチの博士論文の要約といってよい。
- (24) Hoak, D., *The King's Council in the Reign of Edward VI*, (Cambridge, 1976), p.208.
- (25) 六つの委員会の設置時期は、1549年10月18日、1550年5月11日、1551年7月9日、1552年4月3日、同年5月29日、同年12月2日( Dasent, J.R., ed., *Acts of the Privy Council of England*以下*A.P.C.*略記), vol.II, p.346 ; vol.III, pp.29, 315 ; vol.IV, pp.12,62, 183.)。
- (26) Hoak, *op.cit.*, pp.130-1, 206 ; Richardson, *H.C.A.*, p.367.
- (27) ヘンリ7世期の1505年ころから、すでに経常財政報告書(annual decralation of the state of the treasury)の提出が、財務府などに義務づけられていたが、その後衰微し、財務府では1557年頃には作成されなくなってしまう。拙稿「エドワード6世期財務府出納部の支払い関係記録について～E405/484の分析を中心として～」『鳥取大学教育学部研究報告(人文・社会科学)』40-2号、1989年、59～79頁；拙稿「16世紀の財務府における会計業務と財政収支関係史料について」(直江眞一・國方敬司編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、2004年、223～243頁、所収)を参照。
- (28) Dietz, *op.cit.*, p.192 ; Richardson, *H.C.A.*, p.184.
- (29) *Calendar of the Patent Rolls*(以下*C.P.R.*略記), vol.IV, p.144.
- (30) *A.P.C.*, vol.III, pp.475, 501-3.
- (31) *C.P.R.*, vol.IV, pp.353-4, 391-2.
- (32) Richardson, *H.C.A.*, pp.185-6 ; do, *Report*, pp.xxii-iv ; Alsop, Commission, p.512.
- (33) 1552年ミケルマス会計年度までに、少なくとも16,667ポンドが徴収されている。Dietz, *op. cit.*, p.192 ; Richardson, *H.C.A.*, p.186.
- (34) Alsop, Commission, p.512.
- (35) 負債徴収委員会のメンバーのうち、この委員会に加わらなかったのは、大法官(Lord Chancellor)であったT. Goodrichと王璽尚書(the Keeper of the Privy Seal)であったJ. Russelの2人である。
- (36) Richardson, *Report*, p.202.
- (37) 長い間、同委員会は9名の枢密顧問官からなるthe Committee of the Privy Councilと考えられてきた。たとえば以下の文献を参照。Richardson, *Report*, p.xxvi ; Lehmborg, S., *Sir Walter Mildmay and Tudor government*, (Augstin Texas, 1964), p.32.

- (38) Hoak, *op.cit.*, pp.79, 132-3 ; Elton, *Finance*, p.738.
- (39) Hoak, *op.cit.*, pp.55-8 ; Alsop, *Commission*, p.514.宮内府の構造については、拙稿「テューダー絶対王政期における宮内府財務行政の再検討」『西洋史学報』22号、1995年、39~62頁を参照。
- (40) Hoak, *op.cit.*, p.83 ; Alsop, *op.cit.*, 514.
- (41) ゲイツは1552年7月に公領大法官(Chancellor of the Duchy of Lancaster)に、ボウズは1552年6月18日に記録長官(the Master of the Rolls)にそれぞれ就任している。Hoak, *op.cit.*, pp.70-1 ; Alsop, *op.cit.*, pp.514-5.
- (42) Hoak, *op.cit.*, p.515.
- (43) *Ibid.*, p.516.
- (44) Hoak, *op.cit.*, p.78.
- (45) 本論第三章を参照。
- (46) たとえばマイルドメイが1552年9月22日に、速やかに同委員会の調査報告書を作成し提出するように枢密院から要請を受けていることから、彼が財政改革において中心的役割を果たしていたことは明らかである。A.P.C., vol.IV, p.128.1547年に設置された第二次増加収入裁判所に在職中に、彼は35の財政委員会に参加している。Richardson, *Report*, p.xxix ; Lehmborg, *op.cit.*, pp.32-3.
- (47) Alsop, *op.cit.*, p.516.
- (48) *Ibid.*, p.517.
- (49) この史料には、債務者や滞納者の名前が記載されている。Alsop, 'The Exchequer of Receipt in the Reign of Edward VI(以下Exchequer略記)', Univ. of Cambridge Ph.D. thesis(1978), p.289 ; Richardson, *H.C.A.*, pp.185-6 ; Hoak, *op.cit.*, p.102.
- (50) Richardson, *Report*, p.xi.報告書のテキストとしては、リチャードソンが編集したものを用いることにする。ちなみに、彼は第I・II部についてはAd.M.30198、第III部についてはHarl. MS.7383を基本史料として用いている。
- (51) 残りの三つはSociety of Antiquary MS 209 ; P.R.O., reproductions of extraneous documents, 22/33 ; Folger Shakespeare Library, Washington, MS v.b.146.
- (52) Elton, *Finance*, pp.738-40 ; Alsop, *Commission*, pp.520, 530-1.
- (53) Alsop, *op.cit.*, pp.519, 521.
- (54) Do, *T.C.A.*, pp.41-3.本論第三章も合わせ参照。

- (55) Alsop, Exchequer, pp.171-4, 282.
- (56) エドワード6世期に枢密院が財政部局へ支払いを求めた令状のうち、約14%にあたる265,000ポンドが、それを支払うべき財政部局の名前を記していない。これは枢密院が、どの財政部局がその支払いに見合うような余剰金を持っているのかを十分に把握していなかったために生じたものと思われる。Alsop, Exchequer, p.284.
- (57) 1536~1554年における同部局の全収入は1,947,376ポンドであったが、そのうちの1,103,239ポンドが王室領売却により得られた収入であった。Richardson, *H.C.A.*, pp.235, 325.
- (58) 通貨貶質 (the debasement)により、造幣局は多大な利益をあげた。1542年6月から1551年9月までに、1,285,000ポンド、年平均になおすと142,000ポンドの収益があった。Challis, C.E., 'The Debasement of the Coinage, 1542-1551', *Eco.H.R.*, vol.XX(1967), pp.441-466 ; Alsop, Exchequer, p.227.
- (59) 国王内帑金や国王金庫については、拙稿「テューダー中期・・・」、ならびに以下の文献を参照。Starkey, D., 'Court and Government', in Starkey, eds., *Revolution Reassessed*(以下*R.R.*略記), (Oxford, 1986), pp.29-58 ; do, 'Intimacy and Innovation : the rise of the Privy Chamber, 1485-1547' in do, eds., *The English Court*, (London, 1987), pp.71-118 ; Hoak, 'The Privy Chamber, 1547-1553', in Guth, D.J., eds., *Tudor Rule and Revolution*, (New York, 1982), pp.87-108 ; do, 'Secret History of Tudor Court : the King's Coffers and the King's Purse, 1542-1553', *Journal of British Studies*, vol.26(1987), pp.208-231.
- (60) Alsop, Commission, p.524 ; do, Exchequer, p.252 ; Hurstfield, J., 'The profits of fiscal feudalism 1541-1602', *Eco.H.R.*, vol.VIII(1955-6), p.55 ; Dietz, 'Finances of EdVI and Mary (以下Finances略記)', *Smith College Studies in History*, no.III (Northamp., Massac., 1918), pp.124, 129.
- (61) しかしながら、昨年度から繰り越された現金残高や、その年に徴収された負債や、支払期限の過ぎている負債の支払いを示すのにも「延滞金」という言葉が用いられることがあり、その中身は複雑である。Richardson, *H.C.A.*, p.329 ; Alsop, Exchequer, pp.274-5. 栗山義信「初期テューダー財政研究―王室増加収入裁判所―」『岐阜大学学芸部報告(人文科学)』13号、1963年、50頁。
- (62) Dietz, Finances, p.129.
- (63) Alsop, Exchequer, p.252.
- (64) Richardson, *H.C.A.*, p.325.

- (65) Alsop, Exchequer, p.252.
- (66) Hurstfield, *op. cit.*, p.55.
- (67) Dietz, Finances, p.124 ; Alsop, Exchequer, p.276.
- (68) Alsop, *op.cit.*, p.276.
- (69) Richardson, *H.C.A.*, p.455.
- (70) 註(57)を参照。
- (71) Alsop, *op.cit.*, p.277.
- (72) Richardson, *Report*, pp.174-181 ; 拙稿「テューダー期1558年関税改革とその政策的意図」『史学研究』172号、1986年、39~62頁を参照。
- (73) この報告書の他に、この財政委員会の活動を示す史料としては、先述のように1552年4月26日に財務府へ発行された委員会の令状がある。興味深いことは、委員会が財務府に対して総経常収入とともに、同会計年度に財務府に実際に払い込まれた現金収入額も報告するように求めている点である。しかしながら、なぜか財務府は(おそらく他の財政部局も)後者に関する資料を提出していない。Alsop, *Commission*, pp.520-1, 523.
- (74) 彼らは公式の俸給の他に多くの役得収入があり、その額は公式の俸給額よりもはるかに多くの富を生んだ。たとえば、増加収入裁判所の役人の場合、国王から旧修道院の没収所領の譲渡・売却を受け、また後見裁判所の役人は国王の後見権の譲渡を受けるといった恩恵に与ることができたのである。富岡次郎『イギリス農民一揆の研究』創文社、1965年、243-4, 259-61頁。Hurstfield, *op.cit.*, pp.57-61 ; Wolfe, *Crown lands, 1461-1536*(London,1972), p.22.
- (75) Richardson, *H.C.A.*, pp.255-7.
- (76) ただし、それ以降の年金支給額は減少傾向にあったようである。エリザベス期財務府の俸給・年金の支払額は35,500ポンドを超えることはなく、最低値では23,000ポンドを示していた。しかしながら、初期ステュアート朝期に入ると、その額は再び上昇することになる。Richardson, *H.C.A.*, p.182 ; Dietz, *The Exchequer in Elizabeth's Reign, Smith College Studies in History*, vol.III, no.2(Northampton, Mass., 1923), pp.96-104.
- (77) Richardson, *Report*, pp.158-168.
- (78) Dietz, *E.P.F.* , p.191.
- (79) 宮内府は構造的に二つの部分、ハウスホールド(Household, Domus Providence)とチェインバー(Chamber, Domus Magnificencie)から構成されていた。1540年の法令(32 Hen VIII

- c.52.ただし同法は*Statute of Realm*に収録されていない)により、ハウスホールドへの送金額として、増加収入裁判所、財務府は、それぞれ10,000ポンド、ランカスター公領裁判所は6,000ポンド、初年度収益裁判所は4,000ポンドを割り当てられていた。しかしながら財務府に関しては、エドワード6世期に6,000ポンドに引き下げられた。Elton, *T.R.G.*, p.412 ; Alsop, *Exchequer*, p.236ならびに本論第III章第3節を参照。
- (80) 同局の残金は、すべてチェーンバーに支払われており、この年の支払額は4,426ポンドであった。Richardson, *Report*, p.196.
- (81) 宮内府は国王宮廷の中心に位置していたが、同一のものではない。後者は政治・社会・文化的活動の中心であり、宮内府の正規の職員ではない宮廷貴族やその他の人々を含み込む宮廷社会というより広い概念のもとに捉えておきたい。
- (82) 本論第III章を参照。
- (83) 現金300ポンドに加えて、伝統的に支払い指定(the assignment)により175ポンドを支払うことになっていた。支払い指定制度については、本論第III章第3節を参照。
- (84) Alsop, 'The theory and practice of Tudor taxation', *E.H.R.*, vol.97, no.382(1982), pp.1-30, esp.14-21.篠塚氏は初期ステュアート期財務府の会計報告について、同様の指摘を行っている。篠塚信義「16-17世紀の課税をめぐって」『イギリス史研究』32号、1981年、8~9頁。
- (85) Alsop, 'The theory……', pp.23-4.
- (86) 第II部については、以下を参照。Richardson, *Report*, pp.169-203 ; Do, *H.C.A.*, pp.200-9 ; Alsop, *Commission*, pp.526-9.
- (87) 拙稿「テューダー期1558年関税改革……」を参照。
- (88) Richardson, *Report*, pp.184-5.
- (89) Alsop, *Commission*, p.527, n.86.
- (90) *Ibid.*, p.530.
- (91) Richardson, *Report*, pp.204-11.
- (92) *Ibid.*, pp.203-9.
- (93) *Ibid.*, pp.210-11.
- (94) *Ibid.*, pp.211-6.
- (95) Alsop, *Commission*, pp.530-1.
- (96) 全部で27項目にわたる財政改革案の第10項において、増加収入裁判所と初年度収益裁判所を財務府へ併合することが提案されている。Jordan, W.K., *The Chronicle and*

*Political Papers of King Ed VI*, (Ithaca, New York, 1966), pp.176-8 ; Ricahrdson, *H.C.A.*, pp.195-6.

- (97) Alsop, *Commissiom*, pp.531-2 ; do, *Exchequer*, pp.72-3, 360 ; Elton, *T.R.G.*, pp.224, 239 ; do, 'The Elizabethan Exchequer : war in the Receipt' , in Bindoff, S.T., eds., *Elizabethan government and Society*(London, 1961), pp.219-23 ; Coleman, C., 'Artifice or Accident ? The Organization of the Exchequer of Receipt, c.1554-1572' in *R.R.*, pp.163-198, esp. pp.197-8.

### III 16世紀半ば財務府出納部の財政運営

#### ～支払い手続きを中心として～

第II章では16世紀半ばの財政危機を克服するための政府の対応策と財政改革の理念の問題を扱った。とすれば、次に問題となるのは、16世紀半ばの財政危機の時代に各財政部局が実際にいかに対応していたのかという点であろう。そこで本章では、財務府出納部の財政運営について、支払い業務を中心に検討しながら、まず国家財政を圧迫した政府支出増大の要因を突き止め、財務府がそれがいかに対応していたのかを検討してみたい<sup>(1)</sup>。史料としては、オールソップが編集したエドワード6世期の財務府出納部の「支払い報告書(the Declaration of Issues)」を用いることにする<sup>(2)</sup>。

#### 1 エドワード6世期における支払い報告書の基本的性格

まず「支払い報告書」の基本的性格を示した上で、この史料をいかに読むべきか考えてみよう。これは枢密院から財務府に対して支払い令状として送付された、すべての枢密院の支払い令状(the Privy Council Warrant)の記録である。つまり同報告書の最大の目的は、支払い命令の権限の帰属先とその内容について記録しておくことにあった。つまり通常の会計記録のように実際に支払われた金額が記載されるという厳密な意味での会計記録とは、もともと性格の異なるものであったことに注意しておきたい。そのため「支払い報告書」には、その支払いに国王収入と課税収入のいずれが用いられたのか、あるいは支払いを行った出納官の名前についても記されていなかった。したがって、厳密に言えば、ここに記録されている支払い項目が、ほぼすべて出納官により支払われたことを前提に議論を進めることになる。

にもかかわらず、なぜこの会計報告書に注目するのかといえば、同報告書には、まず枢密院の支払い令状に基づき請求されたすべての非経常費の細目と額とが記載されており、しかも「支払い報告書」は、エドワード6世期のものに関しては、完全に残っているからである。また「経常収支報告書(Declaration of State of Treasury)」に基づいて、経常費について要約された形で記録されていることも、この史料の重要性をさらに高めていると言える<sup>(3)</sup>。ゆえにわれわれは、この「支払い報告書」を利用す

ることによって、財務府出納部の各会計年度の支出の概要について、支払い指定(assignment)による収入・支出を除いて、ほぼ完全に把握することができるのである<sup>(4)</sup>。

同報告書は非経常支出とともに経常支出の要約を含むことから、財務府における各会計年度の財政収支の全般的状況について把握できる利点があることは、先に述べた通りである。ただし、経常支出の部分に関しては、「経常収支報告書」をもとに作成されたものの、それをそのまますべて含んでしまえば、「支払い報告書」の中で、支払い項目に重複が生じてしまう。その理由はこうである。もともと「経常収支報告書」をはじめ「出納官記録」、「出納官会計検査簿」などは、国王収入あるいは課税収入による支払いという、収入源に基づいて支払い項目を分類する二元論的な財政区分方法が採用されていた。問題となるのは、「経常収支報告書」に示された経常収入(国王収入といってよい)は、まず経常費の支払いに充てられたのは当然であったが、その余剰分は非経常費の支払いに充てられたということである<sup>(5)</sup>。枢密院の支払い令状は、その殆どが非経常費の支払いに関わるものであるから、「支払い報告書」は非経常費の支払い記録といってよい。しかしながら次のような場合、すなわち、該当する非経常費が経常収入(=国王収入)により支払われた場合には、その費目が「経常収支報告書」の支出項目の中に重複して現れてくることになる。そのため、「支払い報告書」では、経常支出部門から非経常費の支払いに関する部分が削除され、文字通り経常費と非経常費とに分離されるという新たな区分方法が採用されることになったわけである。

報告書の具体的な検討に入る前に、最後にもう一点ほど触れておかねばならないことがある。それは、ここで「経常費」と「非経常費」とを概念的にいかにつめるかという問題である。この問題は近年のエルトンの提言を契機として起こった、テューダー朝期の議会課税原則に関わる争点の一つでもあり、慎重な扱いを要するのである<sup>(6)</sup>。ただし、この問題の理念的な部分はひとまず置くとして、こと財務府出納部における会計業務、いわゆる実務レベルにおける取り扱い方に限定して考えてみると、それは比較的容易に理解できる<sup>(7)</sup>。まず経常費として処理されたものは、基本的にその支払いが、定期的に発行される支払い令状(annual dormant or current warrant)に基づいて行われるもので、通常は国璽令状の形式をとるものであった。後述するように、財務府においてそれに該当する主な支払い項目としては、(表1)に示した俸給、食費(diets)、年金ならびに、枢密院から毎年割り当てられた国王の家政費、大納戸部費がこれにあたる。一方、非経常費として扱われたのは、それ以外の特別かつ個別の支払

い令状によるすべての支払い項目であった(表3を参照)。その中には、国王の家政費から平時・戦時の政府の統治費まで、様々な費用が含まれていた。ただし、ここでいう非経常費とは、必ずしもすべてが一時的な費用というわけではなく、事実上、常設のものであったが、ただ法的・慣習的な問題から経常費として正式には認められていない費用も含まれていた。これらの費用が経常費に含まれるまでには、通常、かなりの時間を要した。財務府では平時においては、まず経常収入により経常費の支払いがなされ、さらにその余剰分で非経常費の支払いがなされた。つまり理論的には「国王自活(the king should live of his own)」の原則の実現が、期待されていたわけである。ただし戦争などの王国全体に関わるような「非常の必要」が生じた場合には、国王は議会に課税供与を求め、承認されればその課税収入を戦費に充てることになっており、これがいわゆる議会課税の原則と呼ばれるものである<sup>(8)</sup>。こうした財政理念や課税原則が、16世紀半ばの財務府出納部における会計業務の実務レベルにおいて、どこまで反映されていたのだろうか。この問題を中心にすえて、「支払い報告書」の内容を検討してみることにしよう。

## 2 経常支出

### (1) 俸給

エドワード6世期に、毎年、およそ340人ほどの人々が財務府から俸給の支給を受けていた。その中には財務府内外の官職保有者をはじめ、様々な人々が含まれていた。支払い項目を各ユニットごとに見てみると、最も支払額の多かったのは、軍需部(the Ordnance)の将校や砲手ら約84名に対する支払いであった<sup>(9)</sup>。軍需部への支払額は、1541～2年には850ポンドであったが、1550～1年には1,237ポンドに上昇しており、また1545～54年にかけての支払額の平均を出してみても、1,175ポンドとかなりの額に達している<sup>(10)</sup>。16世紀半ばの対仏・スコットランド戦争に関わる重い財政負担が、財務府にも及んでいたことがわかる。他に主なものとして、財務府内の官職保有者への支払額は、年平均で監査部が715ポンド、出納部が620ポンドであり、その額自体に大きな変動はなく安定していた<sup>(11)</sup>。16世紀半ばのインフレーションを考慮すれば、奇妙に感じられるかもしれないが、財務府の官職保有者は、それを上回るだけの恩恵に預かることができ、彼らにとってそれだけ魅力的な官職であった点を忘れてはならない。

(表1) 財務府の経常支出額(1546-1553) (単位：ポンド)

会計年度	俸給・年金	大納戸部	ハウスホールド
1546-1547	13,837	300	5,198
1547-1548	10,945	300	16,328
1548-1549	10,336	300	8,143
1549-1550	13,135	300	14,588
1550-1551	16,677	300	6,000
1551-1552	13,945	300	1,833
1552-1553	19,923	300	5,222
total reign	91,496	1,950	52,114

(1) Also, Exchequer, p.233, Table 13より作成。

(2) 会計年度はミクルマス会計年度(9月26日)によっている。

たとえば先述のように、本来、財務府出納部の主要役人であった大蔵卿(the Lord Treasurer)や出納部管理官(Chamberlain)たちは、すでに実務に関わらなくなり、その意味で閑職化していた。しかしながら、そうした官職は政府内部において、さらに昇進を遂げていくための重要なステップであったのである。一方、支払額の大きさからすると、ナイト・エスクワイアとして括られたユニットが最も多く、その中には財務府外の官職保有者をはじめとして、じつに様々な人々が含まれており、その数はざっと130名に達した<sup>(12)</sup>。彼らに対する支払いは1541～2年には1,465ポンドであったが、その後の3年間で年平均4,900ポンドに上昇し、この額は1552～3年に7,900ポンドに跳ね上がるまで、ほぼ維持されていた<sup>(13)</sup>。国王によるパトロネージ行使の実態を知る上でも興味深い事実である。

エドワード6世期に財務府出納部から支払われた俸給額は、年平均で9,900ポンドとなったが、これは同時期の財務府における総支出の年平均額78,121ポンド(支払い指定割り符による支出を除く)の約12.4%、また財務府出納部における経常収入(つまり課税収入以外)の年平均額26,635ポンドの約37.4%を占めていた<sup>(14)</sup>。

## (2) 年金

このように16世紀半ばの俸給支払額は上昇傾向にあったことがわかるが、さらに財務府の経常財政を圧迫していたのが、年金の支払いである。

(表2) 財務府出納部からの年金支給額

1541-2年	42人	£ 1,073
1544-5	49	1,293
1547-8	50	2,461
1548-9	59	2,862
1549-50	X	X
1550-1	114	7,100
1552-3	143	7,792

- 1) Alsop, Exchequer, pp.234-5より作成。
- 2) Xは史料が残っていないことを示す。

年金支給額は、すでに1540年代から上昇傾向にあったが、(表2)に示した通りエドワード6世治世(1547~1553年)、特にその後半になると、その額が急増していることがわかる。支払額になおすと、年平均で約5,050ポンド、財務府における総支出の年平均支出額の6.3%にあたった。これを一人当たりの年平均支給額になおしてみると、1541~2年には26ポンドであったものが、1552~3年には54ポンドに上昇している。

また1549年には100ポンド以上の年金支給を受けていたものは11名に過ぎなかったが、1550~1年にその数は30名に達していた<sup>(15)</sup>。こうした年金支給も、国王にとってパトロネージを行使するための有効な手段であったことは、よく知られている。しかしながら、すでに当時の政府も、年金支給額の急増が国家財政を圧迫する要因の一つとなっており、財政改革の際の重点項目であると認識していた。たとえば1551年7月10日付けの枢密院法令において、今後は新たな年金の支給を制限することを定めているし<sup>(16)</sup>、また本論第II章で検討した1552年の財政改革委員会が作成した報告書も、経常財政の健全化のためには、年金支給を制限する必要性があると勧告しているのである<sup>(17)</sup>。

エドワード6世期における俸給と年金の支払額を合わせてみると、年平均で14,950ポンドとなった。この額は財務府における経常収入の年平均額の約56.4%、財務府の総支出の年平均額の約18.6%(支払い指定割り符による支出を含めると約19.3%)を占めていた。

### (3) 国王の家政費ならびに大納戸部費

財務府は俸給・年金の他に、毎年、宮内府内のハウスホールド (Household, Downstairs, Domus Providence) と大納戸部 (the Great Wardrobe) へ一定額の送金を行っていた。

すでに本論第II章で指摘したように、財務府はエドワード4世期から国王の家政の維持のために、毎年、支払い指定制度に基づいて一定額を宮内府内のハウスホールドへ送金していた<sup>(18)</sup>。しかしながら、テューダー朝時代に入ると、クロムウェルによる財政改革を契機として新財政部局が設置され、中には財務府の財政規模を凌駕するものまで現れてきた。そこで1540年の議会制定法により、従来のシステムが大幅に変更されることになる<sup>(19)</sup>。すなわち、政府から財務府に加えて新たに増加収入裁判所 (the Court of Augmentations)、ランカスター公領裁判所 (the Duchy of Lancaster)、初年度ならびに10分1税裁判所 (the Court of First fruits and Tenths) に対しても支払い令状 (Dormant Warrant) が発行された。この令状に基づき各財政部局は毎年、宮内府の金庫役 (the Cofferer of the Household) に現金で割当額を送金することになり、四つの財政部局に対して総額30,000ポンドが割り当てられた。財務府が受け持ったのは、そのうちの10,000ポンドであったが、エドワード6世期になると、その額は6,000ポンドに減額されている<sup>(20)</sup>。しかしながら、(表1)を見る限り、その6,000ポンドでさえ、期限内に宮内府へ送金されていたとは見なし難い。たとえば、1551~2年のミクルマス会計年度には、すでに6,000ポンドに減額されていたにもかかわらず、金庫役Ritherへのそれまでの未納分1,349ポンドに483ポンドを加えた1,833ポンドしか支払われておらず、次年度の5,222ポンドのうち922ポンドも未納分であり、実質的には4,300ポンドしか送金されていなかった<sup>(21)</sup>。これは何も財務府だけの問題ではなく、他の財政部局でも状況は同じであったようで、枢密院は1549年5月7日付けで枢密院法令を發布し、各財政部局に対して割当額を所定の期限内に迅速に送金するように督促しているのである<sup>(22)</sup>。宮内府の経常財政の基盤となっていた各財政部局からの送金が予定通りに行われていなかったということは、「国王自活」原則が大きく揺さぶられていたことを示す事実としても興味深い。

一方、大納戸部への支払いは、支払い指定制度に基づく1,175ポンドに加えて現金で300ポンドが、毎年、送金されていた。これはイースター期とミクルマス期に分割して支払われており、またその額自体も小さかったことから順調に支払われている<sup>(23)</sup>。

したがって、エドワード6世期における財務府から国王のハウスホールドと大納戸部への現金の支払額は、理論的には6,300ポンドになるはずであったが、実際には4,722ポンドにしか過ぎず、これは経常収入の年平均額の17,8%に相当した。

#### (4) 経常支出総額

以上のことから、エドワード6世期の財務府出納部における経常支出額は以下のようになる。俸給・年金として91,496ポンド、宮内府のハウスホールドへの定期的な支払いとして54,064ポンド、したがって経常支出総額は145,560ポンドとなる。この額は経常収入総額180,938ポンドの約80,4%に相当した<sup>(24)</sup>。これだけ見れば、経常財政の運営は良好であったかのように見える。しかしながら、経常費が増大し経常収入のかなりの部分を占めていたために、経常収入でもって平時の非経常費のすべてを賄うことは、まず不可能であった。ましてや、対仏・スコットランド戦争などにより16世紀半ばまでに戦費が膨大なものにのぼっていたことを考えると、「国王自活」原則の実現への期待は、この時点で破綻していたといえよう。そうした中で、テューダー財務行政をうまく運営していくための財政政策として、王領地の売却、貨幣の大悪鑄、国王大権に基づく強制借入、そして最後に議会課税収入に多くを頼らざるをえなかったのである。

### 3 非経常支出

(表3)は、エドワード6世期における財務府出納部の非経常費支出を支出項目別にまとめたものである。以下、軍事費とそれ以外のものに分けて検討してみよう。

#### (1) 軍事費

軍事費はエドワード6世期における財務府のみならず、国家財政そのものの最大の負担となっていた。特に財務府に固有の事情として、財務府は議会課税収入を扱っており、しかも議会課税収入は戦費に用いられることが原則であったため、財務府における軍事費の支払額が増加するのも当然の成り行きであった。それを項目別に見ると最大の負担は①対スコットランド戦費の62,715ポンドであった。②対フランス戦費の額も60,539ポンドとほぼ同額であり、その大部分はカレー・ブローニュの城塞建築費

(表3) 財務府の非経常支出額 (単位：ポンド)

	1546	1547	1548	1549	1550	1551	1552	total reign
① Great Wardrobe	11,000	3,000	-	82	-	-	-	14,082
② Household	3,000	-	9,392	-	-	1,000	-	13,392
③ Chamber	-	5,000	1,310	2,767	4,924	1,409	1,519	16,929
④ Privy Purse	-	-	-	700	1,700	8,979	-	11,379
⑤ Rewards	888	145	526	1,528	837	1,288	417	5,629
⑥ Jewel & Plate	9,578	-	-	200	8,510	-	181	18,469
⑦ Domestic Architecture	1,019	400	-	867	1,602	960	230	5,078
⑧ Ordnance	4,422	6,589	464	170	337	20	783	12,785
⑨ Navy	10,423	18,148	3,156	1,550	4,923	2,000	500	40,700
⑩ Fortifications	1,000	3,200	1,208	-	6,457	-	200	12,065
⑪ Scottish War	4,000	13	31,412	1,403	10,308	15,414	164	62,715
⑫ French War	12,195	9,829	9,724	13,044	5,448	10,000	300	60,539
⑬ Ireland	-	-	207	-	1,388	95	-	1,690
⑭ Other	25,440	5,083	4,236	11,477	16,647	9,612	14,035	86,531
total	82,965	51,407	61,635	33,788	63,081	50,777	18,329	361,983
Totals*	111,174	78,980	80,444	61,811	86,168	66,920	43,845	507,787

1) Alsop, Exchequer, p.233, Table 13より作成。

2) 会計年度はミケルマス会計年度(9月26日)によっている。

3) \*は経常支出額を加算した総額を示す。

の支払いに充てられていた。また⑨海軍費として40,700ポンド、⑧軍需部費として12,785ポンドが支払われたが、その大部分は1547年までに支払われている。⑩国内の城塞の費用として12,065ポンドが支払われているが、そのうち7,212ポンドはポーツマスとワイト島(the Isle of Wight)の城塞の維持費、残りはすべてイギリス海峡内に位置したオーダニー(Alderney)島の防衛費に充てられた<sup>(25)</sup>。最後に⑬アイルランドの戦費、統治費として1,690ポンドが支払われているが、最近の研究では、これまで考えられてきた以上にアイルランドの統治に関わる諸経費が、国家財政を圧迫し続けていたことが明らかになっている<sup>(26)</sup>。

全体をまとめてみると、財務府は、この時期に軍事費として総額189,802ポンドを支払っており、それは財務府の全支出額の36,4%を占めていた。これを年平均支出額になおすと29,200ポンドとなるが、実際には各年度によってかなりばらつきがあり、1548～9年には45,963ポンドという最大の支払額を示しているのに対して、1551年にフランスとの間に和平協定が結ばれたあとの1552～3年の支払額は、わずかに1,947ポンドにすぎなかった。

さてそうすると、これらの戦費と議会課税収入との関係であるが、それは、われわれの期待に反して課税収入の約56,5%にしか過ぎなかった。その残りのかなりの部分が、次に検討する、それ以外の非経常費の支払いに充てられていたのである。

## (2) 軍事費以外の非経常費

軍事費以外の非経常費の中には、実に様々な費用が含まれていたが、主な項目のみを挙げてみると、次のものがある。まずユニットごとにみると、そのうち最も多かったのは、ヘンリ8世期に生じた負債の返済費である。財務府は1547～8年に総額21,733ポンドを支払っているが、そのうちの大部分は国王の奢侈品の代金を前払いしていた大納戸部や財宝部(the jewel house)の債権者への債務の返済に充てられた<sup>(27)</sup>。また⑥財宝部に対して18,469ポンドが支払われているが、1550～1年には、フランス大使への贈呈品の代金として7,422ポンドもの額が支払われていることが目を惹く。というのも1551年にフランスとの間に和平が実現していることからして、対仏外交政策の一環としての意味合いが強いからである<sup>(28)</sup>。

さらに宮内府内の一部局であったプリヴィ・チェインバー(Privy Chamber)が管轄した④国王内帑金(Privy Purse)<sup>ないどきん</sup>への支払いが行われている。詳しい検討は別稿で行った

ので、ここでは本章に関わる部分についてのみ触れることにしよう。1549年にプリヴィ・チェインバーの改組が行われ、同局の管轄は四人の近侍長(four Principal Gentlemen of Privy Chamber)に任されたため、彼らが当時の国王内帑金の管理に責任を負うようになった<sup>(29)</sup>。1550年イースター期から1552年ミクルマス期まで、国王内帑金への支払いは間断的に行われていたが、その額自体はわずかであった。当時の国王内帑金に関する会計記録を調べてみると、その多くは使用人の賃金や国王が与える報酬など国王の家政や私的経費からなっており、一度に支払われる額も10~40ポンドと少額であった。ところが、1551~2年会計年度になると、8,979ポンドに急増している。その主な理由として次のことが考えられる。この時期にオズボーン(Osborne, P.)が四人の近侍長の書記官を務めており(1551~3年)、事実上、彼は国王内帑金を管理していた<sup>(30)</sup>。興味深いことは、1552年2月8日付けの枢密院法令により、財務府をはじめとする五つの財政部局に対して、これまでの各部局内の未徴収金を速やかに徴収し、四人の近侍長ではなくオズボーンへ直接に送金するように命じていることである<sup>(31)</sup>。さらに枢密院は財務府に対して議会課税収入である援助金(the reliefs)収入のうち約7,479ポンドについてもオズボーンへ送金するように命じている<sup>(32)</sup>。オズボーンはこれらの資金をもとに39,948ポンドの支払いを行っている<sup>(33)</sup>。その額は四人の近侍長が扱った金額をはるかに上回り、その支払い項目をみると、近侍長たちの帳簿には含まれない国政に関わる経費、中でも軍事費や対外債務の支払いなど緊急を要する経費がかなりの割合を占めていた。したがって、オズボーンはプリヴィ・チェインバー内の一介の書記官以上の特別な任務を負わされていたものと考えられる。すなわち、彼の会計業務は、実質的には四人の近侍長というよりも、むしろ枢密院の管轄下に置かれており、彼の扱った国王内帑金は、枢密院からの緊急の支払い令状に迅速に対応できる準備金庫として機能していたのである。したがって、この時期の財務府から国王内帑金への支払いは、従来のような国王の家政費や個人的経費というよりも、その多くが軍事費や対外債務の支払いなどの国政に関わる非経常費であったことに注意せねばならない。

またメアリ・エリザベス両王女の家政費として1,000ポンドが支払われていることも付け加えておこう<sup>(34)</sup>。

これらの諸経費は、ともかくも財務府における会計処理上、非経常費として理解可能である。しかしながら、次のような経費は非経常費として扱われてはいるが、実際

には明らかに平時の経常費であった。財務府は(表1)に示したように、毎年、国王のハウスホールドと大納戸部へ送金を行っていたが、(表3)の①、②はその追加の支払いである。これらは、両部局における諸経費が財務府をはじめとする各財政部局からの毎年の割当額を上回る程に増加していたために、枢密院がその不足分の支払いを、各財政部局に対して命じたものであった。財務府からは、①大納戸部へ14,802ポンド、②ハウスホールドへ13,392ポンドが支払われたが、宮内府に対してはさらに③チェインバーへも16,929ポンドの支払いが行われていた。

軍事費以外の非経常費を算出してみると、総額172,252ポンド、年平均に直すと26,500ポンドが支払われていたことになる。

では、財務府において、これらの莫大な非経常費がどのようにして支払われたのだろうか。先述のように、経常費の増大のために、すでに経常収入の多くは経常費の支払いに充てられており、また経常収入自体も請負料(farms & fee farms)の免除<sup>(35)</sup>、関税収入の減少<sup>(36)</sup>などの理由から、将来的にみて大幅な増収は見込めない状況にあった。そのため財務府では、経常収入のわずかな部分しか非経常費の支払いに回すことができず、したがって、その不足分を非経常収入(=議会課税収入)により支払うことを余儀なくされていたのである。オールソップの計算によれば、この時期に少なくとも議会課税収入の約25%が、非経常費のうち戦費以外の平時の統治費や国王家政費などの支払いに用いられていた。議会内部における課税原則を巡る議論がどうであろうと、財務府内部における議会課税の運用段階では、すでに課税原則は崩れつつあったのである<sup>(37)</sup>。

#### 4. 財務府における経常費と非経常費の捉え方

ここでもう一步踏み込んで検討してみたいことは、財務府における経常費・非経常費の捉え方の問題である。特に、平時の統治費の増加分が、財務府においては非経常費として処理されていたことの意味である。というのも、この経常・非経常の二元論的な財政区分制度の問題は、おそらく財務府のみならず、テューダー財務行政そのものを規定する重要な問題であり、さらには初期ステュアート朝期の国王と議会との対立の淵源の一つと考えるからに他ならない。

国家財政全体としてみても、すでに1529年頃には経常収入は、政府の統治費を賄うには不十分であったと言われているが<sup>(38)</sup>、1530年代以降もクロムウェルによる統治

機構の拡大、またインフレーション、戦費の増大などにより、そうした状況はさらに深刻なものとなっていた。エドワード6世時代には、もはや各財政部局へ毎年割り当てられていた固定収入のみでは平時の経常財政を運営していくことが不可能となったため、枢密院は各財政部局に対して追加の送金を命じたわけである<sup>(39)</sup>。財務府において追加送金の請求は、もともと政府の経常費であるにもかかわらず、非経常費として処理されている。というのも財務府ではその間ずっと、経常費とは1540年代半ばの財政危機以前の法的・慣習的に認められてきた常設の費用と捉えられており(表1)、その基準を超えるものは、殆どないし全く含まれておらず、そうした費用は非経常費として処理されてきたからである。このような狭隘な経常費の捉え方は、「支払い報告書」が導入される以前の1527年の財務府の会計報告書においても、すでに用いられていたことが確認されており、この時にはヘンリ7世期の経常費の基準を超えるものは、すべて非経常費として処理されていた<sup>(40)</sup>。

このように、チューダー王朝が成立して以降、政治・経済状況が大きく変化しつつあったにもかかわらず、財務府は伝統的かつ二元論的な経常・非経常の財政区分制度に固執していた。確かに政治・経済的に安定しており、経常費の増加が一時的なものであれば、このような経常・非経常費の捉え方は、財政運営上かならずしも非論理的というわけではなかった。しかしながら、クロムウェルにより中央の統治機構が整備・強化されていったことは、統治費が持続的に増大することを不可避なものとした。そのためエドワード6世期までに、二元論的な財政区分制度の理念と実態が修復しがたいほどに乖離していったのである。

## 小 結

では最後に、これまでに明らかとなった財務府出納部の支払い業務をチューダー財務行政全体の中に位置づけてみたい。

「支払い報告書」の分析から明らかになったことは、この頃までに枢密院が発行した支払い令状に基づき、各財政部局が統治や戦争や内乱鎮圧に関わる経費の支払いを行うシステムが一般化していったことである。それは枢密院が初めてチューダー財政機構の中心に位置し、国家財政収入の徴収・統制能力を強め、財務行政のイニシアティブをとるようになったことを示している。ただし枢密院による各財政部局の統制とは、定期的に会計報告書を提出させることと、支払い令状の発行にほぼ限定されており、

財政部局内部の内政に干渉することはまずなかった<sup>(41)</sup>。さらに枢密院によるこうした統制力も、エドワード6世の摂政をつとめていたサマセット公の時代にはかなり弱まっており、テューダー財政機構は扇の要を失ったような危機的な状況に陥っていたのである<sup>(42)</sup>。1551年にフランスとの間に和平協定がなると、政府による国家財政改革が本格化し、ノサンバランド公(the Duke of Northumberland, John Dudley)を中心に、財務行政を正常化させるための組織改革が断行されることになる<sup>(43)</sup>。本論第II章で論じたように、財政機構の改革に向けて財政委員会が設置され<sup>(44)</sup>、各財政部局の財政状態の把握、未徴収金の徴収強化、財政部局の統廃合などが行われることになった<sup>(45)</sup>。最終的には1554年の改革によって、財務府が中心的な財政部局として復活し、枢密院が財務行政全般を統制する体制が整うことになるのである<sup>(46)</sup>。

第二に出納部における支払い業務は、伝統的な経常・非経常の財政区分制度に基づいて運営されていた。しかしながら、その間の政治・経済上の変化にもかかわらず、ずっと経常財政についての狭隘な考え方が維持されたことが、財政区分制度の理念と実態を乖離させてしまったのである。しかしながら、こうした保守的な財政理念は財務府のみならず、当時の政府内部でも支配的な考え方であった<sup>(47)</sup>。1552年に設置された財政委員会が各財政部局の財政状態を調査しようとした時、彼らが調査の対象としたのは経常財政部門のみであった<sup>(48)</sup>。本章で検討した財務府出納部の支払い報告書を例にとってみれば明らかのように、それでは経常支出の多くが非経常費として処理されていた実態を把握できず、そのような調査は経常財政の実態調査としても非現実的なものであった。いずれにしても当時の財政改革の理念とは、部局の統廃合や経費の節減による経常財政の健全化、「国王自活」原則の再生を目指すものであった。しかしながらテューダー朝国家が主権国家として確固たる地位を固めるには、かつて見られなかった程に統治費や戦費が増大することは避けられない問題であり、同原則の再生は現実問題として不可能であった。

ところで、このように伝統的な部門別財政区分制度が維持された理由の一つに、非経常収入の中心部分が、議会課税収入により占められていたことがある。当時の議会課税は議会の承認を必要とする非経常収入であり、戦争などの国家の非常事態にのみ供与を認められるべきという厳格な原則があった。この原則は議会課税を平時における統治費の支払いへ転用すること、さらに国王による恣意的な課税、臣民の財産権への不当な介入を防ぐ防波堤の役割を果たしていた。つまり平時において、国王＝政府

は經常収入でもって經常・非經常費を賄うことを期待されていたことになる。この原則が有効な限り、部門別財政区分制度も維持されねばならなかった。このような財政理念が次第に非現実的なものとなる中で、テューダー朝中期の財政危機を乗り切るには、運用面で何とか対処するしかなかった。先述のように課税収入の運用面について見ると、そのうちのかなりの部分が平時の統治費の支払いに充てられていた<sup>(49)</sup>。さらにエリザベス治世末期の1580年代末以降ともなると、議会在開催されるごとに課税供与が認められ、臣民は事実上、毎年なんらかの税の支払いを行うといった状況になっていた。このようにイギリスの国家財政構造は、実態としては着実に「租税国家(Tax State)」へと歩みを進めていたのである。では課税原則が実態面において切り崩されていく中で、理論面において無傷でありえたのか、というのがエルトン論争の核心部分である<sup>(50)</sup>。少なくとも、課税原則は1610年の「大契約(the Great Contract)」論争時まで決して安定していたわけではなく、すでに16世紀半ばから政治・経済上の圧力に揺さぶられ続けていた<sup>(51)</sup>。換言すれば、この時期のテューダー朝国家は財政改革に際して、「直轄収入国家(Domain State)としての従来の立場を堅持するのか、それとも「租税国家」へと新たな一步を踏み出すのかを選択する岐路に立たされていたのである。

## 註

- (1) 16世紀半ばの財務府出納部に関する最近の研究としては以下を参照。Richardson, ed., *The Report of the royal commission 1552*(以下*Report*略記), (West Virginia, 1974); Elton, 'The Elizabethan Exchequer: War in the Receipt(以下E.E.略記)', in do, ed., *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government* 2 vols, (Cambridge, 1974) vol. I, pp. 355-88; Alsop, 'The Exchequer of Receipt in the Reign of Edward VI(以下Exchequer略記)', (unpublished Ph.D. dissertation, University of Cambridge, 1978); Coleman, C., 'Artifice of Accident?: The Reorganization of the Exchequer c. 1554-1572', in Starkey, D., ed., *Revolution Reassessed*(以下*R.R.*略記), (Oxford, 1986), pp. 163-198.
- (2) 同史料は現在、国立公文書館(National Archive in Kew, Public Record Office)が所蔵しておりExchequer 405/484として分類されている。
- (3) 当時の財務府出納部には支払い関係記録として、その他に「出納官記録(Teller's

Roll)」、「出納官会計検査簿(View of Teller's Accounts)」、「経常収支報告書」があった。しかしながら、それぞれに残存状況など史料上の問題を抱えており、史料的な信頼度からして「支払い報告書」に遠く及ばない。この問題は、本稿の議論に直接的な関わりがないので、詳しくは以下を参照。拙稿「テューダー前期財務府出納部の会計業務について」『西洋史学』161号、1991年、49～61頁；拙稿「16世紀の財務府における会計業務と財政収支関係史料について」(直江・國方編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、2004年、223～243頁、所収)。

- (4) 支払い報告書の文頭は、次のような言葉から始まっている。‘it is a declaration of all sums of money paid out of the receipt by the tellers upon warrants from the privy council to the treasurer and chamberlains of the Exchequer, and also of all fees, wages, and annuities payable at the Receipt(傍線一筆者)’。
- (5) 財務府の「経常収支報告書」の支払い項目は、四つのユニットからなっていた。
- ・ the cofferer of the Household
  - ・ the master of the Great Wardrobe
  - ・ all salaries and pensions(knights, esquires, and diverse persons ; heralds and pursuivants ; ecclesiastics ; serjeant at arms ; yeoman of the crown;officers, clerks and gunners of the Ordnance ; officers of the Exchequer of Audit ; officers of the Receipt)
  - ・ payments for extra-ordinary and diverse causes
- 第4番目のユニットが経常収入による非経常費の支払い項目を示している。
- (6) 同論争については、酒井重喜『混合王政と租税国家』弘文堂、1997年；拙稿「近世イギリスにおける国家と社会—10分1税・15分1税の課税問題を中心として—」(佐藤真典先生御退職記念論集準備会編『歴史家のパレット』溪水社、2005年、150～170頁、所収)を参照。
- (7) Also, ‘The theory and practice of Tudor taxation(以下Taxation略記)’ *[E]nglish [Hi]storical [R]eview*, vol.XCVII, no.382(1982), p.15 ; do, Exchequer, pp.229-30.
- (8) ウルフは国王自活の原則は、14-5世紀に発展していったとしている。Wolffe, B. P., *The Royal Dmensne in English History*(London, 1971), pp.40ff.またエルトンも

- 少なくとも1529年までの議会課税供与法の課税理由が、王国の防衛に関わるものであり同原則が貫かれていたとしている。Elton, 'Taxation for War and Peace in Early-Tudor England', in do, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, vol. III, (Cambridge, 1983), p. 216.
- (9) Richardson, *Report*, p. 22.
- (10) Alsop, *Exchequer*, p. 234.
- (11) しかしながら、他の財政部局、たとえば増加収入裁判所、初年度・10分1税裁判所、後見裁判所(the Court of Wards and Liveries)における役人への俸給の支払額は増加していた。Richardson, *Report*, pp. 184-5, 197, 199.
- (12) *Ibid.*, pp. 17-21.
- (13) 支払対象者の数に直すと、1547-9年には122名であったものが、1552-3年には158名に増加している。Alsop, *Exchequer*, p. 234.
- (14) *Ibid.*, Table 15, p. 252.
- (15) 1550-1年に支払われていた年金のうち最大のものは、1549年以来the Duke of Brunswick-Luneburgに対して支給されていた375ポンドである。これは対スコットランド戦争における彼の功績に応えるものであった。Richardson, *Report*, p. 32.
- (16) Dasent, J. R., ed., *Acts of the Privy Council of England*, (以下*A. P. C.* 略記), vol. III, p. 315.
- (17) Richardson, *Report*, pp. 170, 186, 219-20.
- (18) Elton, *Tudor Revolution in Government*(以下*T.R.G.*と略記), (Cambridge, 1953), p. 406. 本論第II章も合わせ参照。
- (19) Elton, *T. R. G.*, pp. 410-12.
- (20) 財務府以外では、増加収入裁判所に対して10,000ポンド、ランカスター公領裁判所6,000ポンド、初年度ならびに10分1税裁判所4,000ポンドを割り当てられていた。しかしながら初年度ならびに10分1税裁判所は各年度の残金も支払うことになっていたため、たとえば1550-1年会計年度には約19,864ポンドとなっていた。Richardson, *Report*, pp. 110, 148, 158.
- (21) Ritherへの未納分は1556年イースター期に完済されることになる。Alsop, *Exchequer*, p. 237.
- (22) *A. P. C.*, vol. II, pp. 281-2.

- (23) Alsop, Exchequer, p. 238.
- (24) Alsop, Exchequer, p. 252ならびに拙稿「テューダー前期財務府出納部の財務行政—支払い指定(Assignment)制度を中心として—」『史学研究』194号、1991年、48～70頁を参照。
- (25) *Ibid.*, p. 242.
- (26) 当時のアイルランドの財政負担については、本論第II章ならびに拙稿「エルトンとテューダー朝史研究」『広島大学大学院文学研究科論集』61巻、2001年、73～90頁を参照。
- (27) *Ibid.*, pp. 240-1; do, Taxation, p. 23.
- (28) Do, Exchequer, p. 241; do, Taxation, pp. 23-4.
- (29) もともとチェインバーは宮内府内部の一部局であり、国王の私的金庫として主に国王の私的な経費を扱っていた。ところが1490年代以降にチェインバーが国家財政の中心に位置するようになると、次第にそのような仕事は、宮内府内に新たに設置されたプリヴィ・チェインバー(Privy Chamber)内の国王内帑金(the Privy Purse)が扱うようになった。Starkey, 'Court and Government', in *R.R.*, pp. 29-58; do, 'The king's Privy Chamber, 1485-1547(以下Chamber略記)', (unpublished Cambridge Univ. Ph. D. thesis, 1973), pp. 357-419; do, 'Intimacy and Innovation: the rise of the Privy Chamber', in do, eds., *The English Court*, (London, 1987), Ch. 3; Hoak, D., 'The Privy Chamber, 1547-1553', in Guth, J.D., eds., *Tudor Rule and Revolution*, (New York, 1982), pp. 87-108; do, 'The Secret History of the Tudor Court: The king's Coffers and the King's Purse, 1542-1553', *Journal of British Studies*, vol. 26 (1987), pp. 208-231; 拙稿「テューダー中期の財政危機と国家財政運営—国王金庫(King's Coffers)の分析を中心として—」『史学研究』217号、1997年、69～88頁を参照。
- (30) Richardson, *History of the Court of Augmentations 1536-1554*(以下*Augmentations*略記), (Baton Rouge, 1961), pp. 352, 361; Hoak, *The King's council in the reign of Edward VI*(以下*Council*略記), (Cambridge, 1976), pp. 210-2.
- (31) *A.P.C.*, vol. III, p. 475; Richardson, *Report*, pp. 361-2.

- (32) *A. P. C.*, vol. IV, pp. 27, 28, 31 ; Also, *Exchequer*, p. 240.
- (33) しかしながら議会援助金(the relief)に限ってみると、さらに多くの送金が造幣局(the Mint)の財務官(the treasurer)のペッカム( Peckham, E.)になされており、1550年イースター期に6,000ポンド、1553年イースター期に11,291ポンドが送金されている。Also, *Exchequer*, p. 240.
- (34) *Ibid.*, pp. 236-41 ; do, *Taxation*, pp. 23-4.
- (35) Also, *Exchequer*, pp. 216-221.
- (36) 本論第II章を参照。
- (37) Also, *Taxation*, p. 24. メアリ・エリザベス治世になっても、このような財務府の会計業務は継続して行われた。たとえば1572-3年ミクルマス期に財務府は俗人課税として64,744ポンド、聖職者課税として7,896ポンドの受領・支払いを行っているが、そのうち軍事費に用いられたのは前者が35,519ポンド(54,9%)、後者が1,384(17,5%)ポンドにすぎなかった。一方、政府の経常的な費用の支払いに、少なくとも、それぞれ6,733(10,5%)ポンド、5,516(65,3%)ポンドが用いられた。*Ibid.*, p. 26.
- (38) Starkey, *Chamber*, p. 401.
- (39) 増加収入裁判所における枢密院からの追加送金の請求の状況については Richardson, *Augmentations*, pp. 344-5.
- (40) Also, *Taxation*, p. 15. 筆者は未見であるが、オールソップが挙げている整理番号はB.L. Add. MS 36675, fos. 111-12.
- (41) Do, *Exchquer*, p. 280.
- (42) Richardson, *Augmentations*, pp. 160-1 ; Hoak, *Council*, pp. 169-71, 206.
- (43) Ricahrdson, *Augmentations*, pp. 281f. ; Hoak, *Council*, p. 207.
- (44) 1549年10月以降の三年半の間に、枢密院のメンバーは国家財政に関わる24の財政委員会(royal commission)に関わっていた。Hoak, *Council*, p. 208. 本論第II章を参照。
- (45) Hoak, *Council*, p. 130.
- (46) Also, 'The Structure of Early Tudor Finance, c. 1509-1558(以下Structure略記)' in *R. R.*, p. 162. かつてハリスやウィリアムズは1554年の財務府の復活をもって、テューダー財務行政が中世的性格のものに復帰したとしてエルトン説を批

判した。Harris, G.L. & Willam, P., 'A Revolution in Tudor History?', *Past & Present*, vol. XXV(1963), pp. 25-9, 45-50; *Ibid.*, vol. XXXI(1965), p. 95. しかしながら、本論で検討してきたように、テューダー朝期の財務府出納部では1554年まで会計業務の改革が繰り返されており、1554年の財政改革以降の財務府がテューダー財政機構に占める位置も、15世紀のものから大きく変化していた。もちろん、全体としてみると財務府は保守的な部分も多く残してはいたが、それをもって1554年の財政改革を伝統的な中世的財政機構への復帰と捉えることはできないのである。

- (47) たとえば当時の代表的な財務官であった大蔵卿(the Lord Treasurer)ウィンチェスター侯(Marquess of Winchester, William Paulet)が保守的な財政理念を持っていたことについては、以下を参照。Alsop, *Exchequer*, pp. 72-3, 360; do, *Structure*, pp. 150-6; do, 'The Revenue Commission of 1552(以下Commission略記)', *[H]istorical [J]ournal*, vol. 22-3, (1979), pp. 531-2; Coleman, *op. cit.*, pp. 197-8; 本論第II章を参照。
- (48) 1552年財政委員会については、以下を参照。Alsop, *Commission*; Elton, *T. R. G.*, pp. 230-8; do, 'Mid-Tudor Finance', *H. J.*, vol. 20-3(1977), pp. 737-40; Richardson, *H. C. A.*, pp. 160-213; 本論第II章を参照。
- (49) 17世紀末の名誉革命期に、伝統的財政区分制度が解体されることになる。まず1692年以降に、地租は毎年議会の承認を必要としたものの初めて恒久税化し国家の非常事態における臨時税という伝統的性格を失った。また国家財政歳出についても毎年、議会による事前承認を必要とし、地租、関税、内国消費税などの議会的収入が全体としてそれらを賄うという形で、議会による財政統制権が強化された。ブルーワは、その際に地方イデオロギーが行政府に対する監視体制の強化に果たした役割の重要性に注目している。また彼は、このように強い議会があったからこそ、最後にはより強力な国家の形成が可能になったと指摘している。Brewer, J., *The Sinews of Power*, (Cambridge, 1988), pp. 155-161[大久保桂子訳『財政=軍事国家衝撃』名古屋大学出版会、2003年、161~168頁]。
- (50) 同論争はエルトンが、1530年代以降に政府の平時の統治費を補助するのに議会課税が認められるようになり、課税原則が大幅に変化したと主張したことに由来する。ハリスはそのような変化を認めておらず、新しい原理の導入の試みは1610年

までなされなかったとする。ホイールも同様の立場をとっている。オールソップもエルトンがいうほどに急激な変化はなかったが、一定の変化があったことを認めている。詳しくは、酒井、前掲書、第1章を参照。

- (51) 「大契約」論争については、さしあたり以下を参照。Harris, 'Medieval Doctrines in the debates on Supply, 1610-1629', in Sharpe, K., *Faction & Parliament*, (Oxford, 1978); Smith, A. G., 'Crown, Parliament and Finance; the Great Contract of 1610', in Clark, P., eds., *The English Commonwealth 1547-1649*, (Leicester, 1979); 酒井、前掲書、第3章。

## 結 論 ～直轄収入国家から租税国家へ～

16世紀半ばの財政改革の理念が、經常財政を健全化させ「国王自活」の原則を再生させるものであったということは、同時に議会課税は戦争などの国家の非常事態に関わる理由に基づいて行われ、常に議会の協賛を必要とするという伝統的課税原則を堅持することでもあった。これは「直轄収入国家」における財政構造の特徴でもある。

このようにイングランドの場合、財政改革の際に、伝統的課税原則(=議会の課税協賛権)の維持がはかられたわけだが、これを当時のヨーロッパの主要国と比較してみた場合、むしろ特異な例といえるかもしれない。

フランスの場合、早くも1439年には直接税であるタイユ税(the taille)が議会からの經常的収入源となり、16世紀後半には国庫収入の基幹部分を構成していた。1523年の段階で、直轄収入の占める割合は、わずか3.5%にまで落ち込んでいたのである。また全国三部会の開催も散発的であり、1614年を最後に全く開催されなくなってしまう<sup>(1)</sup>。スペイン王国でも、伝統的な議会は保持されていたものの、1522年以降、カール5世やフェリペ2世に対して、もはやしぶとい抵抗が示されることはなかった。たとえばカスティーリヤの議会(the Cortes of Castile)は、非常時の供与金(the servicious)を經常的な補助税(subsidies)へ転換している<sup>(2)</sup>。神聖ローマ帝国の場合、ハンガリーに侵入したオスマン帝国軍を撃退するために、皇帝が帝国議会に非經常的税の供与を求めた時、そこで激しい反発に会うことが予想された。しかしながら、領邦君主たちは課税が半ば恒常化しつつあったにもかかわらず、彼らの臣民に対して帝国防衛のための課税に同意させることに成功している。というのも、彼らは帝国における課税の必要性を、彼ら自身が領邦内の臣民から税の供与を受ける正当化理由として利用したからである。彼らは、それを自らの軍隊の規模の拡大、城塞建築、外交、そして負債の返済に必要な資金を集める絶好の機会と捉えていたのである。こうして16世紀末までに開催されたほぼ12回におよぶ帝国議会において、かつての貴族たちに見られたような課税に対する反発も和らいでいったのである<sup>(3)</sup>。

16世紀のヨーロッパは、全体的にみて「直轄収入国家」から「租税国家」への移行期に入っていた。しかしながら、その過程はイングランドと大陸側諸国との比較からも明らかのように多様性があつた。さらにそれは予め「租税国家」を志向して近代化が図られたというよりも、当時の軍事費や負債額の増大を契機とし、それらの経費がもはや直轄収入だけ

では賄いきれず、経常的な課税収入への依存度を高めていく過程であった。当時のヨーロッパの主要国家は課税制度を拡充させながら中央集権的な傾向を強めていったのである。

16世紀のイングランドが主権国家としてヨーロッパに確固たる地位を築こうとするのであれば、大陸諸国と同様に「直轄収入国家」から「租税国家」への移行の問題は避けて通れないものであった。16世紀半ばの財政危機の時代に、イングランドの伝統的な財政制度は、いたるところで矛盾を露呈し、その移行の可能性が試されることになったとも言えよう。しかしながら、テューダー朝期の国王=行政府が選び取った道は、「租税国家」へ向けて革新的な第一歩を踏み出すのではなく、あくまでも保守的な改革(renovation)により、ひとまずこの国難を乗り切ることであった。もとより、それでは問題の根本的な解決になっていないことは明らかである。この問題が再び国王と議会の重要な争点となるのは初期ステュアート朝時代に入ってからのものであった<sup>(4)</sup>。イングランドの場合、17世紀半ばの内乱の中で伝統的財政制度(いわばイングランドの長い16世紀の国家財政制度)を清算したのちに、「租税国家」として体裁を急速に整えていくことになるのである<sup>(5)</sup>。

註

(1) Schulze, *op.cit.*, pp.263, 266.

(2) *Ibid.*, p.266.

(3) *Ibid.*, pp.266-7.

(4) この問題が再び議会で議論の俎上にのぼるのは、1610年の「大契約論争(the Great Contract)」が起こった時である。この時、国王=政府と議会の間で、国王が封建的付帯条件と徴発権を放棄する代わりに、その代償として毎年、議会が示談金を提供するための方策が論議された。しかしながら、国王側が封建的土地保有制そのものを喪失しかねないこの案に及び腰となり、一方、議会の側でも示談金をどの範囲でいかにして徴収するのかを巡って折り合いがつかず、結局のところ破談に終わってしまう。とはいえ、国王が直轄収入の主要部分を放棄し、それまで議会側が頑なに拒否してきた議会直接税の恒常税化の可能性について本格的に議論されたという点で、この論争はイングランドの租税史上、画期的な出来事であった。国王と議会との交渉の決裂を期に、以後、内乱期(Civil War)に向けて議会の承認を必要としない国王大権に基づく財政収入額が増加していくのである。酒井重喜『混合王政と租税国家』弘文堂、1997年、第3章；同『チャールズ世の船舶税』ミネルヴァ書房、2005年；Harris, G.L., 'Medieval Doctrines in the Debates on

Supply, 1610-1629' in Sharpe, K., ed., *Faction & Parliament*,(Oxford, 1978) ; Smith, A.G.R., 'Crown, Parliament and Finance : the Great Contract of 1610' , in Clark, P., eds., *The English Commonwealth 1547-1649*,(Leicester, 1979).

- (5) かつてエルトンは1530年代を行政革命の時代と評価し、近代的国家官僚制度成立の分水嶺として捉えた。本稿ではむしろ、エドワード4世期から少なくとも1620年代あたりまで、国王自活原則に基づく国家財政制度が維持されていた点を重視し、これをイングランドの長い16世紀の国家財政制度と捉えておきたい。

## The financial reform and idea in the mid-Tudor financial crisis

Taro INAI

In the mid-sixteenth century, the financial condition of Tudor State was in crisis because of huge amounts of the expenses for the Scottish and French War. In 1552, the government established the financial commission to reform the financial system. The purpose of this article is to clear up the idea of the reform in this period.

In my article, I will examine the report which the commission drew up to recommend the financial reform, and the Declaration of Issues, one of the formal accounts which were recorded in the Exchequer. The conclusion is as follows ;

The Idea of the financial reform was not the innovation, but the renovation which meant to revive the traditional principal, 'the king should live of his own'. In other words, the government attempted to prolong 'the Domain State'. But this reform was not the complete solution. The transformation from 'the Domain State' to 'the Tax State' was an inevitable condition at least, if England aims to be a sovereign state in Europe. It was in the Civil War or later until the transformation was attempted in England.

## 執筆者紹介

井内太郎 (文学研究科 歴史文化学講座 助教授)

## 編集委員 (広報・社会連携委員会)

岡橋秀典 (委員長)、勝部真人、松井富美男、岡元司、高永茂、東久哉

## 広島大学大学院文学研究科論集 第65巻 特輯号 1

平成 17 年 12 月 20 日 印刷  
(非売品)

平成 17 年 12 月 26 日 発行

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科  
〒739-8522  
東広島市鏡山 1 丁目 2-3

印刷者 (株)ニシキプリント  
〒733-0833  
広島市西区商工センター 7 丁目 5-33